

第5次 美浜町長期総合計画

<sup>みどり</sup>緑 <sup>きずな</sup>と絆 <sup>きず</sup>で築くまち

み は ま

美 浜

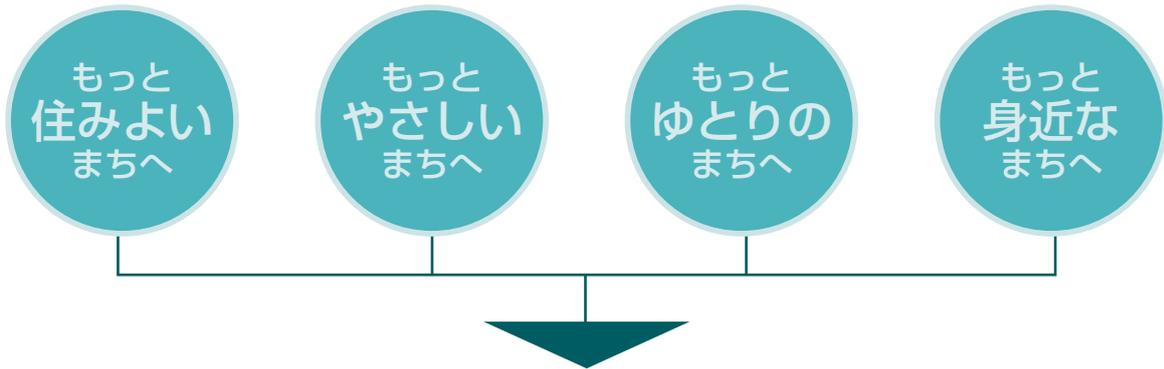


和歌山県  
美浜町

第5次 美浜町長期総合計画

<sup>みどり</sup>緑<sup>と</sup> <sup>きすな</sup>絆<sup>で</sup> <sup>きす</sup>築<sup>く</sup>まち  
<sub>み</sub>美  <sub>は ま</sub>浜

【基本理念】



【将来ビジョン】

緑と絆で築くまち 美浜

【基本目標】

- 基本目標  
1 **安心と安全**  
～緑が映えるまちづくり～
- 基本目標  
2 **笑顔と健康**  
～みんなで育むまちづくり～
- 基本目標  
3 **汗と希望**  
～未来に羽ばたくまちづくり～

- 【美浜町民憲章】
1. 光る海 青い空 松のみどり 私たちは美浜の自然を守ります。
  1. 汗と希望 たゆまぬ努力 私たちは日々の仕事にはげみます。
  1. 笑顔と健康 ふれあう心 私たちは住みよい町をつくります。
  1. 歴史と伝統 新たな歩み 私たちはふるさとの文化を高めます。
  1. 愛とはげまし 育てる心 私たちは美浜の明日を信じます。

昭和59年(1984年)10月1日制定



【町章】



【町の木】松



【町の花】ひまわり

## 【基本計画】

- 快適な定住環境の整備
  - 美しい自然環境の継承
  - 安心・安全に暮らせる環境の整備
- 
- 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築
  - 人と地域が輝く教育・文化の充実
- 
- つながりで支えあう産業振興
  - 協働のまちづくり体制の構築

# 目次

## 総論

第 1 章	第 5 次美浜町長期総合計画について	2
	①計画策定の趣旨	2
	②計画の位置づけ	2
	③第 5 次長期総合計画の構成と計画期間	3
第 2 章	計画策定への背景（美浜町のプロフィール）	5
	①位置・地勢	5
	②歴史	5
	③人口構造	6
	④社会動態	8
	⑤就業構造	10
第 3 章	まちづくりに対する住民の評価と意向	11
	①住民の評価	11
	②住民の意向	14
第 4 章	「時代の潮流」とまちづくりへの主要課題	15
	①人口構造の変化	16
	②価値観・ライフスタイルの変化	16
	③環境意識の変化	17
	④危機管理意識の変化	17
	⑤情報通信技術の変化	18
	⑥住民ニーズの変化	18
	⑦自治体運営の変化	19

## 基本構想

第 1 章	まちづくりの基本理念	22
第 2 章	将来ビジョンー目指すべきまちの姿ー	23
第 3 章	将来人口フレーム	24
第 4 章	まちづくりの基本目標	25
	基本目標 1 安心と安全～緑が映えるまちづくり～	27
	基本目標 2 笑顔と健康～みんなで育むまちづくり～	29
	基本目標 3 汗と希望～未来に羽ばたくまちづくり～	31

## 基本計画

基本目標 1	安心と安全～緑が映えるまちづくり～	34
	第 1 章 快適な定住環境の整備	35
	第 2 章 美しい自然環境の継承	41
	第 3 章 安心・安全に暮らせる環境の整備	44
基本目標 2	笑顔と健康～みんなで育むまちづくり～	48
	第 4 章 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築	49
	第 5 章 人と地域が輝く教育・文化の充実	57
基本目標 3	汗と希望～未来に羽ばたくまちづくり～	62
	第 6 章 つながりで支えあう産業振興	63
	第 7 章 協働のまちづくり体制の構築	68

## 資料

町民アンケート調査結果の概要	
中学生アンケート調査結果の概要	
第 5 次美浜町長期総合計画策定懇談会委員名簿	
第 5 次美浜町長期総合計画策定懇談会委員設置要綱	
策定の経過	
用語の解説（50音順）	

# 総論

- |       |                      |
|-------|----------------------|
| 第 1 章 | 第5次美浜町長期総合計画について     |
| 第 2 章 | 計画策定への背景（美浜町のプロフィール） |
| 第 3 章 | まちづくりに対する住民の評価と意向    |
| 第 4 章 | 「時代の潮流」とまちづくりへの主要課題  |
- 

## ① 計画策定の趣旨

美浜町では、長期的な行政運営の総合的指針として、これまで4次にわたり「美浜町長期総合計画」を策定してきました。平成13年3月に策定した「第4次美浜町長期総合計画」では、“『新時代のふるさと 美浜』～人がきらめき、緑かがやくまちをめざして～”を将来像テーマとし、今日までその実現に向けたまちづくりを進めてきたところです。

近年の社会・経済情勢では、私たちの地方においても日々の暮らしが世界の経済情勢と密接につながっていることを実感させられることが多くあります。また、その一方で、核家族化・少子化やライフスタイルの多様化等の進展に伴い、かつての“向こう三軒両隣”的なつきあいが少なくなるなど、隣近所を含めた身近な地域や人との関係が希薄化する傾向にあります。

こうした状況の中、今日求められているのは、既に第4次計画でも配慮してまいりましたが、過去の第2次、第3次長期総合計画時のような右肩上がり・成長型を前提にまちづくりを行うのではなく、ますます多様化する住民ニーズを的確に捉えた着実なまちづくりを目指すべきものです。

については、「第5次美浜町長期総合計画」では、美浜町が目指すべきまちの姿（将来ビジョン）とその実現に向けた考え方・方策を示すにあたり、計画的・総合的かつ持続的な行政運営を推進していくため、第4次長期総合計画を踏襲しつつ、その延長線において、新たな行政運営の総合的指針を策定するものです。

## ② 計画の位置づけ

本計画は、美浜町における計画体系の最上位計画として位置づけられるものです。

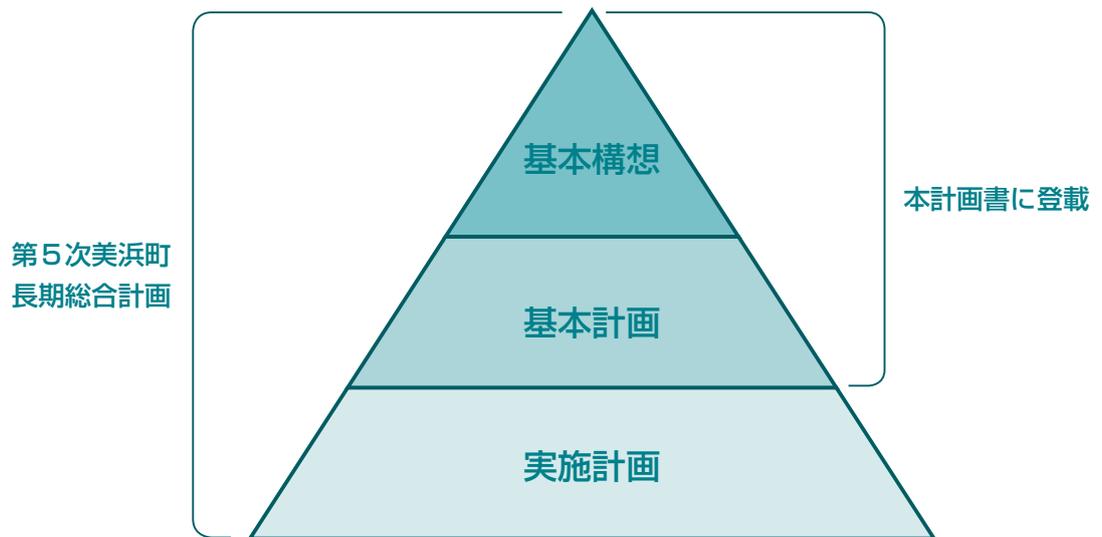
また、本計画の基本構想は、地方自治法第2条第4項の規定に基づき、策定するものです。

### 地方自治法 第2条第4項

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

### ③ 第5次長期 総合計画の 構成と計画 期間

「第5次美浜町長期総合計画」は、「基本構想」「基本計画」及び「実施計画」によって構成されます。



#### 基本構想

- 行政運営を総合的かつ計画的に行う指針となるもので、美浜町の長期的視点からの将来ビジョン及びそれを達成するために必要な施策の大綱を明らかにするものです。
- 「基本構想」の計画期間は、平成23年度から平成32年度までの10年間とします。

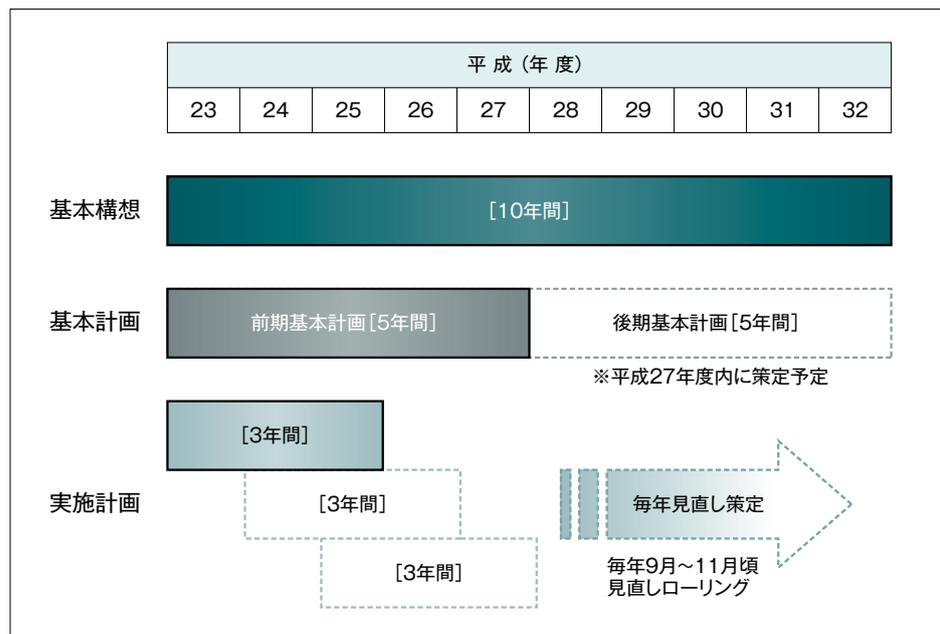
#### 基本計画

- 「基本構想」に掲げる将来ビジョンを実現するため、美浜町が今後10年間で取り組むべき主な施策等について、その展開の考え方等を示すものです。
- 「基本計画」は、長期的視点に立った「基本構想」の実現を中期的視点から具体化するため、平成23年度から平成27年度までの5年間の計画期間とする「前期基本計画」及び平成28年度から平成32年度を計画期間とする「後期基本計画」によるものとします。
- なお、「後期基本計画」については、「前期基本計画」の最終年度である平成27年度に改めて策定するものとします。

## 実施計画

- 「基本計画」に示された主な施策等の実現に向け、具体的な実施事業を明らかにするもので、美浜町における毎年度の予算編成・組織機構・人事計画などの基本方針となるものです。
- 「基本計画」に掲げられた施策の実効性を担保するため、財政計画との整合を図り、可能な限り具体的な事業内容・財源・時期などを示します。
- 計画期間は3年間とし、毎年度の事業の評価・検証を行いながら見直しするローリング方式により事業の進行管理を行うこととします。

### ・・・ 計画期間 ・・・



## 第 2 章

# 計画策定への背景(美浜町のプロフィール)

### ① 位置・地勢

美浜町は、紀伊半島最西端の位置にあり、東は日高地方の中核的都市となる御坊市と隣接、また、北は日高町、南は太平洋、西は紀伊水道をはさんで四国を遠望でき、県都・和歌山市まで約40km、田辺市（紀中）まで約40km、大阪の中心部までは約90kmの位置にあります。町域は東西に約9km、南北に約2.5kmと東西に細長い形状で、総面積は12.79㎢と県内30市町村の中では2番目に面積の小さい自治体です。

美浜町の地形的特徴としては、町域の約85%を標高100メートル以下の地域が占めており、県内では、平地部の面積割合の高い町といえます。

こうした平地は三尾地域を除き、すべて日高平野の一部となります。美浜町の平野は、日高平野の地形発達史のなかで形成された浜堤砂丘地帯とその背後の湿地で構成されています。一方、三尾の海岸部は、日ノ御埼から本の脇に至る岩石海岸となっており、煙樹ヶ浜として知られる砂浜海岸とは対照的な地形となっています。

煙樹ヶ浜には、その名の由来ともなった延長約4.5km、最大幅約500mにも及ぶ松林が広がり、煙樹海岸県立自然公園の中心を形成するとともに、美浜町のシンボリックな景観として古来より多くの住民に親しまれています。

#### 参考

「煙樹ヶ浜」と名付けられた頃の松林は、日高川河口をはさんで、西に約4.5km、南東（現御坊市塩屋）に約1.5km、全長で約6.0kmあったもので、これらを総称して“煙樹の松林”と呼ばれたとされています。

### ② 歴史

美浜町における人々の暮らし・営みは、田井遺跡で出土した土器片などから、縄文時代後期に始まるといわれています。また、弥生期の遺跡や古墳時代の入山、和田、本の脇などの遺跡が知られています。「風早の 三穂の浦みを 漕ぐ舟の 船人さわく 波立つらしも」と万葉集にも詠まれているように、奈良時代から風光明媚な場所として知られてきました。

また、松林については、紀州初代藩主徳川頼宣公の時代（1619年頃）以前からすでに自然林として形成されていたといわれ、頼宣公が本格的に整備、保護し、その後も幾度となく（一部伐採はされるものの）植栽を続けることで、美浜町のみならず周辺の御坊市、日高町等の米作地帯を潮害、風害から守り続けてきました。

明治22年（1889年）に町村制が公布され、三尾浦は三尾村、和田浦・入山村は和田村、吉原浦・田井村・浜ノ瀬浦は松原村となりました。

その後、昭和28年（1953年）の町村合併促進法の施行により、昭和29年（1954年）10月1日に三尾・和田・松原の三村が合併し、現在に至っています。

なお、本町の名称「美浜町」は、当時の公募により「美しい浜のある町」として名付けられたものです。

### ③ 人口構造

#### 【人口】

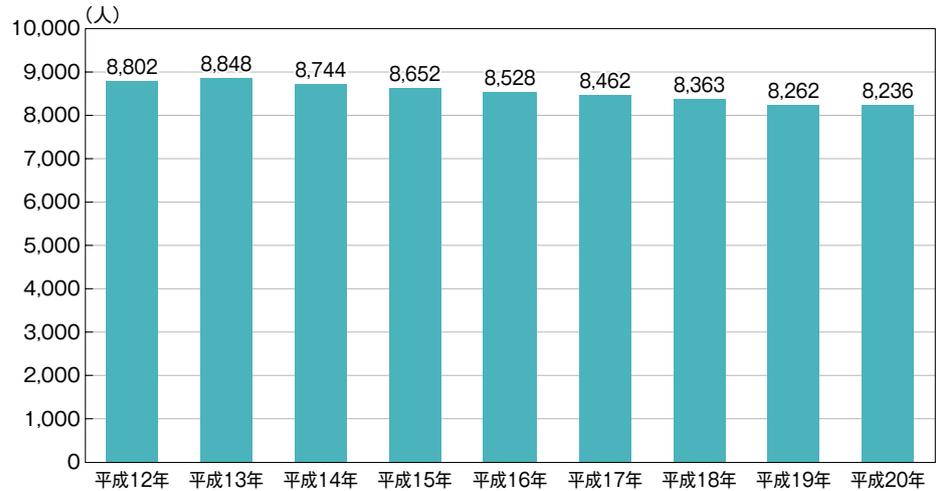
美浜町の人口は、近年、緩やかな減少基調で推移しており、平成20年の県人口調査では8,236人となっています。

単位：人

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年
人口	8,802	8,848	8,744	8,652	8,528	8,462	8,363	8,262	8,236

※国勢調査、県人口調査（10月1日時点）

#### ・・・ 人口の推移 ・・・



#### 【年齢別構造】

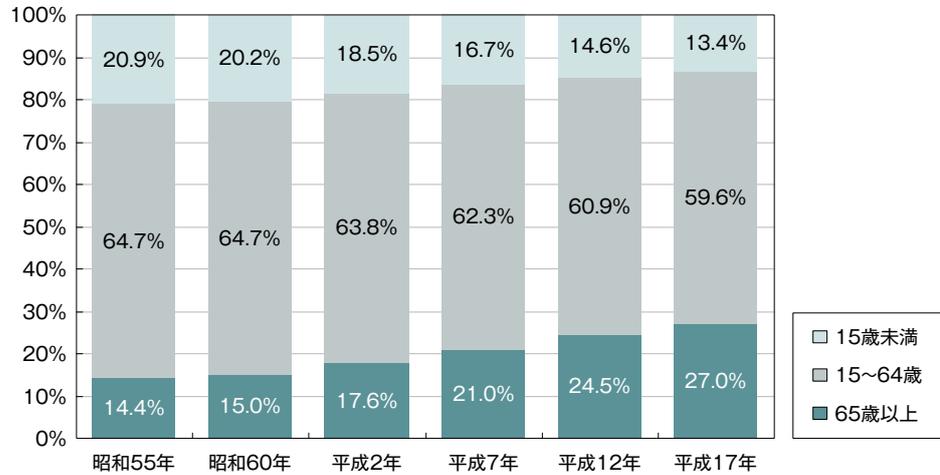
年齢（3区分）別の人口構造についてみると、昭和55年には15歳未満（年少人口）が20.9%、65歳以上（高齢人口）が14.4%であったが、全国的な少子・高齢化現象の中で、平成7年にはこの両者の関係が逆転し、年少人口16.7%に対して高齢人口は21.0%になりました。さらに、25年後の平成17年には年少人口は13.4%、高齢人口は27.0%と、高齢人口が年少人口の約2倍となっています。

単位：人

	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年
総数	8,832	9,042	8,920	8,919	8,802	8,462
15歳未満	1,843	1,831	1,652	1,486	1,282	1,132
15～64歳	5,717	5,851	5,694	5,557	5,362	5,044
65歳以上	1,272	1,358	1,574	1,876	2,158	2,286
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
15歳未満	20.9%	20.2%	18.5%	16.7%	14.6%	13.4%
15～64歳	64.7%	64.7%	63.8%	62.3%	60.9%	59.6%
65歳以上	14.4%	15.0%	17.6%	21.0%	24.5%	27.0%

※国勢調査

・・・ 年齢別構造 ・・・



日高郡内の各町ともに高齢化率（65歳以上の人口比率）は県水準24.1%を上回っていますが、その中でも美浜町の27.0%は御坊市及び郡内6町の中では3番目に高い水準にあります。

単位：人

	総数	15歳未満	15~64歳	65歳以上	構成比	15歳未満	15~64歳	65歳以上
和歌山県	1,035,969	142,670	642,428	249,473	100.0%	13.8%	62.0%	24.1%
御坊市	27,053	3,889	16,437	6,531	100.0%	14.4%	60.8%	24.1%
美浜町	8,462	1,132	5,044	2,286	100.0%	13.4%	59.6%	27.0%
日高町	7,344	1,165	4,224	1,955	100.0%	15.9%	57.5%	26.6%
由良町	7,179	919	4,331	1,928	100.0%	12.8%	60.3%	26.9%
印南町	9,192	1,267	5,273	2,652	100.0%	13.8%	57.4%	28.9%
みなべ町	14,200	2,253	8,327	3,620	100.0%	15.9%	58.6%	25.5%
日高川町	11,305	1,561	6,294	3,446	100.0%	13.8%	55.7%	30.5%

※国勢調査（平成17年）

【世帯の構造】

美浜町の一般世帯は、平成17年の国勢調査によれば、3,092世帯で、平均世帯規模は2.57人／世帯となっています。

御坊市や日高郡内の他町ではいずれも平均世帯規模が県水準2.65人／世帯を上回っているのに対し、美浜町では県水準より小さくなっています。

	一般世帯		
	世帯数	世帯人員	平均世帯規模
和歌山県	383,214	1,014,305	2.65
御坊市	9,693	25,928	2.67
美浜町	3,092	7,955	2.57
日高町	2,479	7,283	2.94
由良町	2,527	6,874	2.72
印南町	3,015	9,141	3.03
みなべ町	4,355	14,051	3.23
日高川町	3,819	10,945	2.87

※国勢調査（平成17年）

こうした状況について一般世帯の内訳をみてみると、美浜町では核家族世帯が62.4%と日高郡内で最も多く、県水準よりも高いことがわかります。

また、同様に単独世帯（ひとり暮らし世帯）についても24.3%と郡内で最も多く、その約半数の12.6%が65歳以上のひとり暮らし世帯となっています。

単位：世帯

	総数	一般世帯			
		核家族世帯	単独世帯		その他世帯
			65歳以上		
和歌山県	383,214	237,035	90,736	43,006	55,443
御坊市	9,693	5,567	2,399	1,115	1,727
美浜町	3,092	1,928	752	391	412
日高町	2,479	1,490	436	254	553
由良町	2,527	1,439	596	299	492
印南町	3,015	1,611	539	354	865
みなべ町	4,355	2,344	734	408	1,277
日高川町	3,819	2,156	775	472	888
<b>構成比</b>					
和歌山県	100.0%	61.9%	23.7%	11.2%	14.5%
御坊市	100.0%	57.4%	24.7%	11.5%	17.8%
美浜町	100.0%	62.4%	24.3%	12.6%	13.3%
日高町	100.0%	60.1%	17.6%	10.2%	22.3%
由良町	100.0%	56.9%	23.6%	11.8%	19.5%
印南町	100.0%	53.4%	17.9%	11.7%	28.7%
みなべ町	100.0%	53.8%	16.9%	9.4%	29.3%
日高川町	100.0%	56.5%	20.3%	12.4%	23.3%

※国勢調査（平成17年）

#### ④ 社会動態

##### 【転入・転出】

転入・転出の状況についてみると、県全体、御坊市、日高郡内の他町いずれにおいても、転出者が転入者を上回っているのに対し、美浜町ではわずかですが1年間の転入者が転出者を上回っています。

単位：人

	社会増減	転入者			転出者		
		県内から	県外から	県内へ	県外へ		
和歌山県	-4,268	27,286	13,008	14,278	31,554	13,008	18,546
御坊市	-201	746	422	324	947	476	471
美浜町	9	337	174	163	328	179	149
日高町	-26	227	151	76	253	144	109
由良町	-35	206	133	73	241	128	113
印南町	-38	179	109	70	217	144	73
みなべ町	-103	326	191	135	429	225	204
日高川町	-56	287	189	98	343	208	135

※県人口調査（平成19年10月～平成20年9月）

また、こうした転入者の発地についてみると、日高郡内の他町では県外からの転入者は30～40%程度であるのに対し、美浜町では48.4%と約半数が県外からの転入者が占めていることがわかります。

これは、美浜町内には陸上自衛隊和歌山駐屯地、国立病院機構和歌山病院、国家公務員宿舎等が立地している影響が大きいと考えられます。

	転入者の県内・県外内訳比率			転出者の県内・県外内訳比率		
		県内から	県外から		県内へ	県外へ
和歌山県	100.0%	47.7%	52.3%	100.0%	41.2%	58.8%
御坊市	100.0%	56.6%	43.4%	100.0%	50.3%	49.7%
美浜町	100.0%	51.6%	48.4%	100.0%	54.6%	45.4%
日高町	100.0%	66.5%	33.5%	100.0%	56.9%	43.1%
由良町	100.0%	64.6%	35.4%	100.0%	53.1%	46.9%
印南町	100.0%	60.9%	39.1%	100.0%	66.4%	33.6%
みなべ町	100.0%	58.6%	41.4%	100.0%	52.4%	47.6%
日高川町	100.0%	65.9%	34.1%	100.0%	60.6%	39.4%

※県人口調査（平成19年10月～平成20年9月）

### 【昼夜間人口】

美浜町の昼間人口は6,952人で、夜間人口（常住人口＝8,462人）に対する比率（昼夜間人口比率）は82.2%となっています。つまり、美浜町から町外に通勤・通学する人が、町外から美浜町に通勤・通学する人よりも多いということを示しています。

美浜町から町外への通勤・通学先で多いのは御坊市への1,492人で、町外への通勤・通学者2,398人の62.2%を占めています。

	昼夜間人口比率
和歌山県	97.8%
御坊市	113.9%
美浜町	82.2%
日高町	79.9%
由良町	88.1%
印南町	91.6%
みなべ町	105.2%
日高川町	92.0%

※国勢調査（平成17年）

町内への通勤・通学者			美浜町	町外への通勤・通学者		
	人数	比率			人数	比率
御坊市	365	41.1%	夜間人口 8,462人 昼間人口 6,952人	御坊市	1,492	62.2%
日高町	159	17.9%		日高町	158	6.6%
日高川町	112	12.6%		日高川町	149	6.2%
由良町	70	7.9%		由良町	101	4.2%
印南町	44	5.0%		印南町	87	3.6%
その他	138	15.5%		その他	411	17.1%
合計	888	100.0%		合計	2,398	100.0%

## ⑤ 就業構造

就業者数は3,649人で、第3次産業がこのうちの70.7%を占めていますが、これは県水準、御坊市、郡内の他町を大きく上回る水準であり、就業構造の面から美浜町の特徴をうかがうことができます。

一方、第1次産業については8.4%で、これは郡内の他町が20～40%程度の水準にあるのに比べると大幅に低い水準になります。

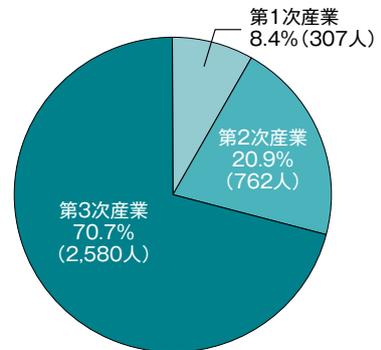
	就業者数			
		第1次産業	第2次産業	第3次産業
和歌山県	478,478	49,873	110,347	310,170
御坊市	11,772	1,623	2,630	7,483
美浜町	3,649	307	762	2,580
日高町	3,521	801	691	2,029
由良町	3,447	598	860	1,985
印南町	4,632	1,625	1,006	1,999
みなべ町	7,668	3,101	1,713	2,845
日高川町	5,524	1,548	1,150	2,805
<b>構成比</b>				
和歌山県	100.0%	10.4%	23.1%	64.8%
御坊市	100.0%	13.8%	22.3%	63.6%
美浜町	100.0%	8.4%	20.9%	70.7%
日高町	100.0%	22.7%	19.6%	57.6%
由良町	100.0%	17.3%	24.9%	57.6%
印南町	100.0%	35.1%	21.7%	43.2%
みなべ町	100.0%	40.4%	22.3%	37.1%
日高川町	100.0%	28.0%	20.8%	50.8%

※国勢調査（平成17年）  
※総数には分類不能を含む

### ・・・ 就業構造 ・・・

	昭和55年	昭和60年	平成7年	平成17年
総就業者	3,640	3,869	3,995	3,649
第1次産業	462	447	389	307
第2次産業	957	946	938	762
第3次産業	2,219	2,462	2,644	2,580
<b>構成比</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>	<b>100.0%</b>
第1次産業	12.7%	11.6%	9.7%	8.4%
第2次産業	26.3%	24.5%	23.5%	20.9%
第3次産業	61.0%	63.6%	66.2%	70.7%

※国勢調査  
※総数には分類不能を含む。



## 第 3 章

# まちづくりに対する住民の評価と意向

本計画の策定に先立ち、町では20歳以上の住民を対象とするアンケート調査（サンプリング調査）を実施しました（平成21年2月実施）。

調査名	調査対象者数 (母集団)	配布数	回収数 (標本数)	回収率
住民アンケート調査	6,808人	2,000人	1,014人	50.7%

※アンケート対象母集団規模（6,808人）に対して、信頼度95%の条件の下で今回の回収数（標本数）での標本誤差について検証してみると最大標本誤差は±2.8%で、一般的に目安とされる最大標本誤差±5.0%の範囲内にあることから、統計的有意性は十分に確保されていると言えます。

### ① 住民の評価

アンケートでは、美浜町の36のまちづくり施策（分野）それぞれについて、住民の評価をいただきました。評価は次の3つの視点から行い、また、評価結果の比較を行うため点数化処理を行っています。

#### 施策（分野）に対するここ3年間の評価

- 点数化 “よくなった” = 100点
- “変わらない” = 50点
- “悪くなった” = 0点

#### 施策（分野）に対する現在の満足度評価

- 点数化 “満足・やや満足” = 100点
- “どちらとも言えない” = 50点
- “不満・やや不満” = 0点

#### 施策（分野）に対する今後の重要度評価

- 点数化 “重要” = 100点
- “やや重要” = 75点
- “どちらとも言えない” = 50点
- “あまり重要ではない” = 25点
- “重要ではない” = 0点

**【現在の満足度とここ3年間の評価】**

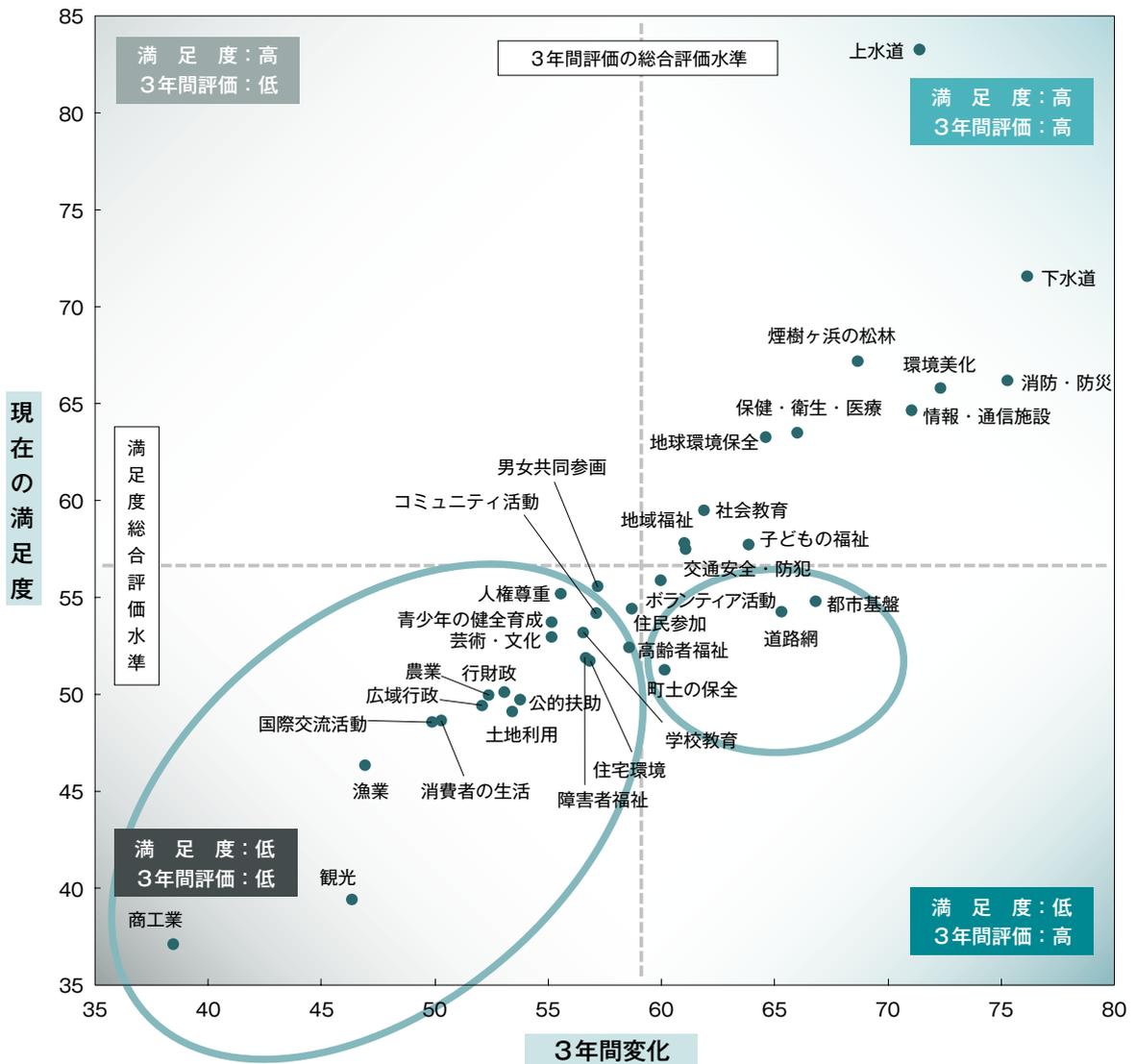
満足度が50点に達していない施策（満足度：低）は、今後のまちづくりの中で特に満足度の向上を目指す必要性の高い分野と言えます。

3年間評価が50点に達していない施策（3年間評価：低）は、ここ3年間の取り組みがあまり評価されていない施策であり、今後は取組手法の改善を含め、施策のあり方を検討し見直す必要があります。

特に、「商工業」「観光」「漁業」といった産業の振興を含め、（満足度：低）＆（3年間評価：低）の施策群については、住民が不満を持っている施策分野であるにもかかわらず、ここ3年間における取り組みそのものも評価されていないことから、早急にその取り組み内容等について検証し、改善を図っていくことが求められます。

一方、「町土の保全」「道路網」「都市基盤」といった（満足度：低）＆（3年間評価：高）である施策群については、ここ3年間の取り組みそのものは評価されていますが、まだ不満の多い分野と言え、今後も現在の取り組みを推進しつつ、住民の満足度の向上を図っていくことが求められます。

また、上水道や下水道などについては、ここ3年間の取り組みを含め、とても高い評価を得ることができました。

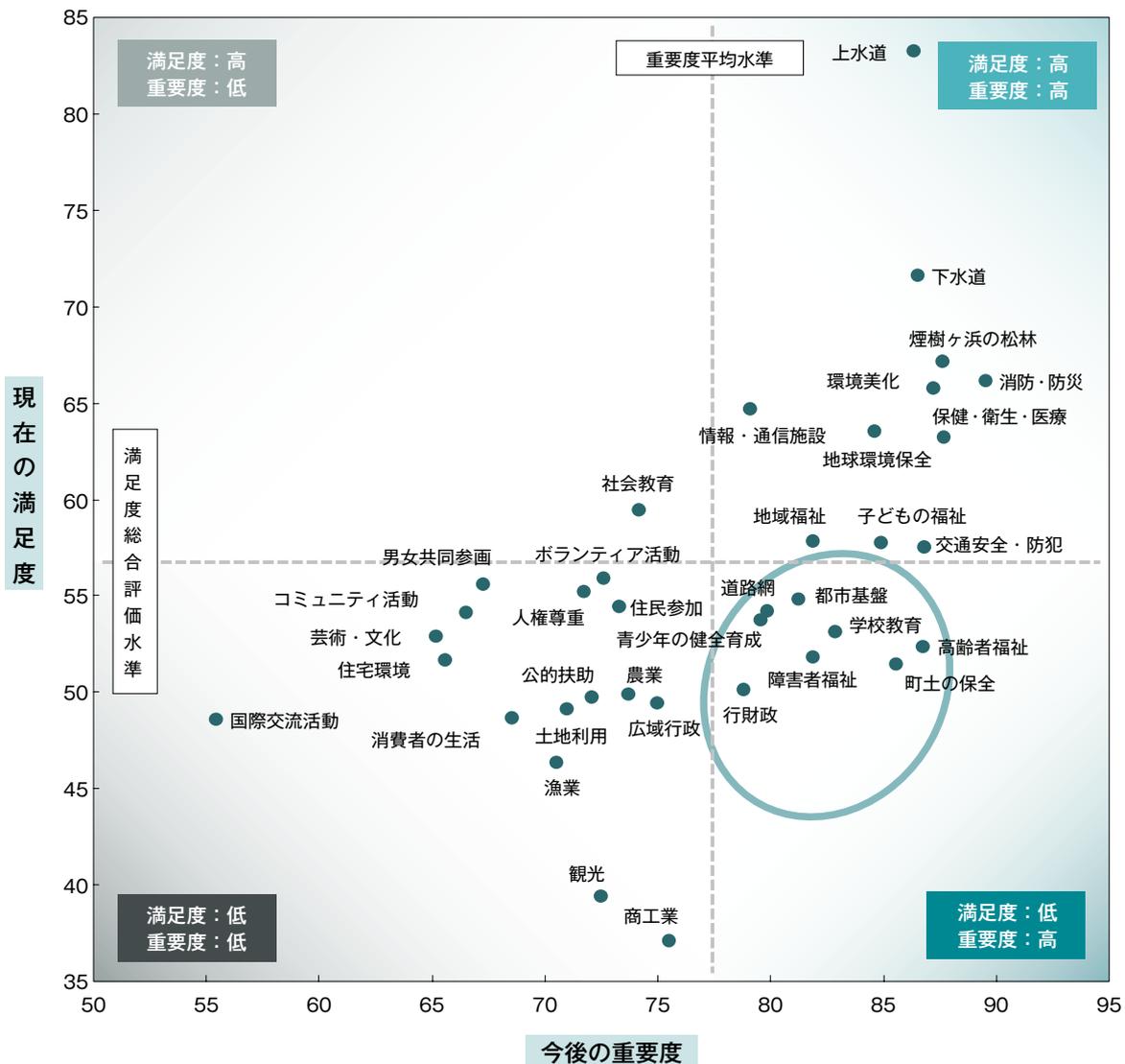


【現在の満足度と今後の重要度】

前述のとおり、満足度が50点に達していない施策（満足度：低）は、今後のまちづくりの中で特に満足度の向上を目指す必要性の高い分野です。

また、重要度が平均水準（73.8点）を上回っている施策（重要度：高）は、住民が関心を持ち、今後特に重要だと考えている施策分野ですから、その取り組みについては基本的に充実させていくことが求められます。

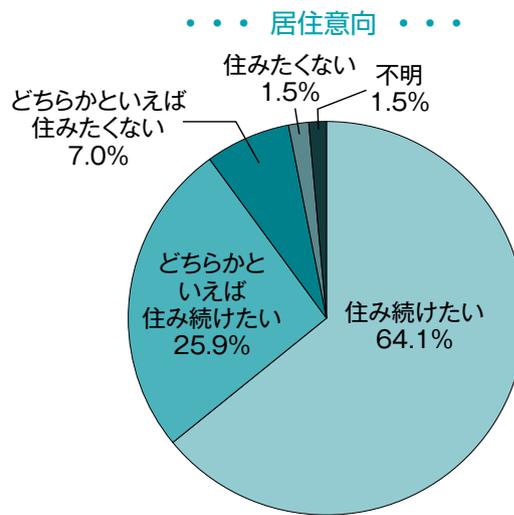
特に、「高齢者福祉」「町土の保全」「行財政」など、（満足度：低）＆（重要度：高）の施策群については、住民の関心・期待が高い施策分野であるにもかかわらず、満足度が低い施策分野ですので、今後の重点的な取り組みが強く求められるとともに、住民の満足度の向上を目指すという観点からは極めて投資効果の高い分野とも言えます。



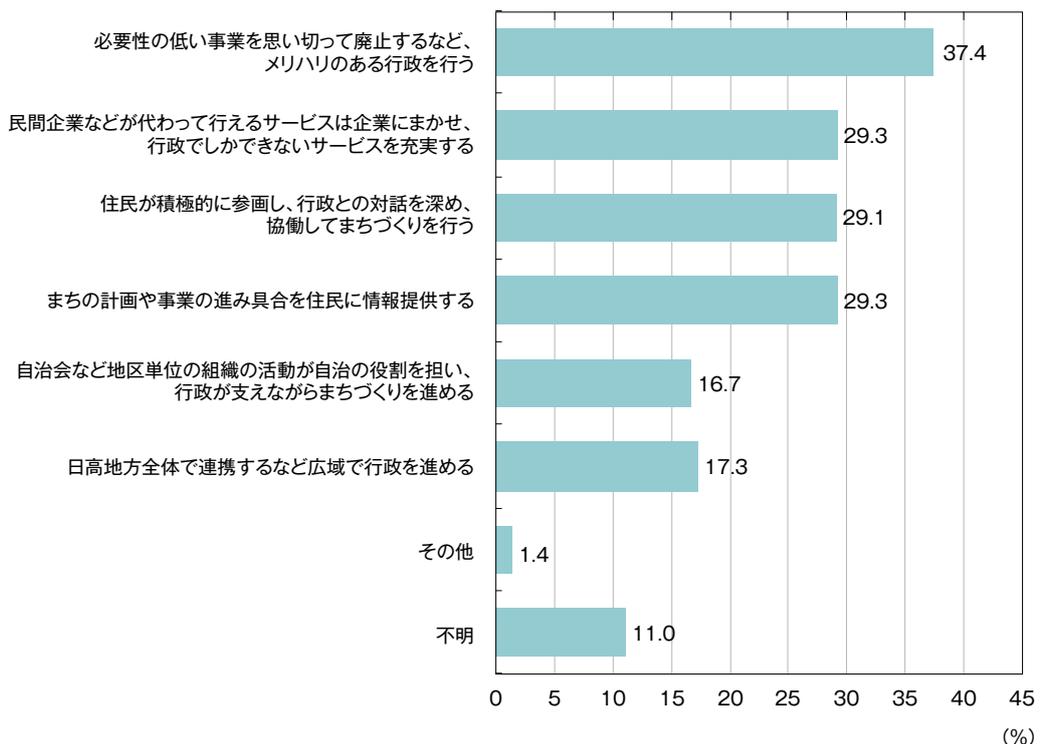
## ② 住民の意向 【居住意向】

美浜町での今後の居住意向については、“住み続けたい”が最も多く64.1%と過半数を占めています。これに“どちらかといえば住み続けたい”25.9%を合わせると、90.0%が今後も美浜町に住み続けたいと考えているようです。

前回調査（平成10年実施）では住み続けたい方は72.9%でしたので、美浜町に住み続けたいという方が17.1ポイント増加していることとなります。



## ・・・ 住民が重視してほしいと願っている施策のあり方 ・・・ (アンケート調査結果より)

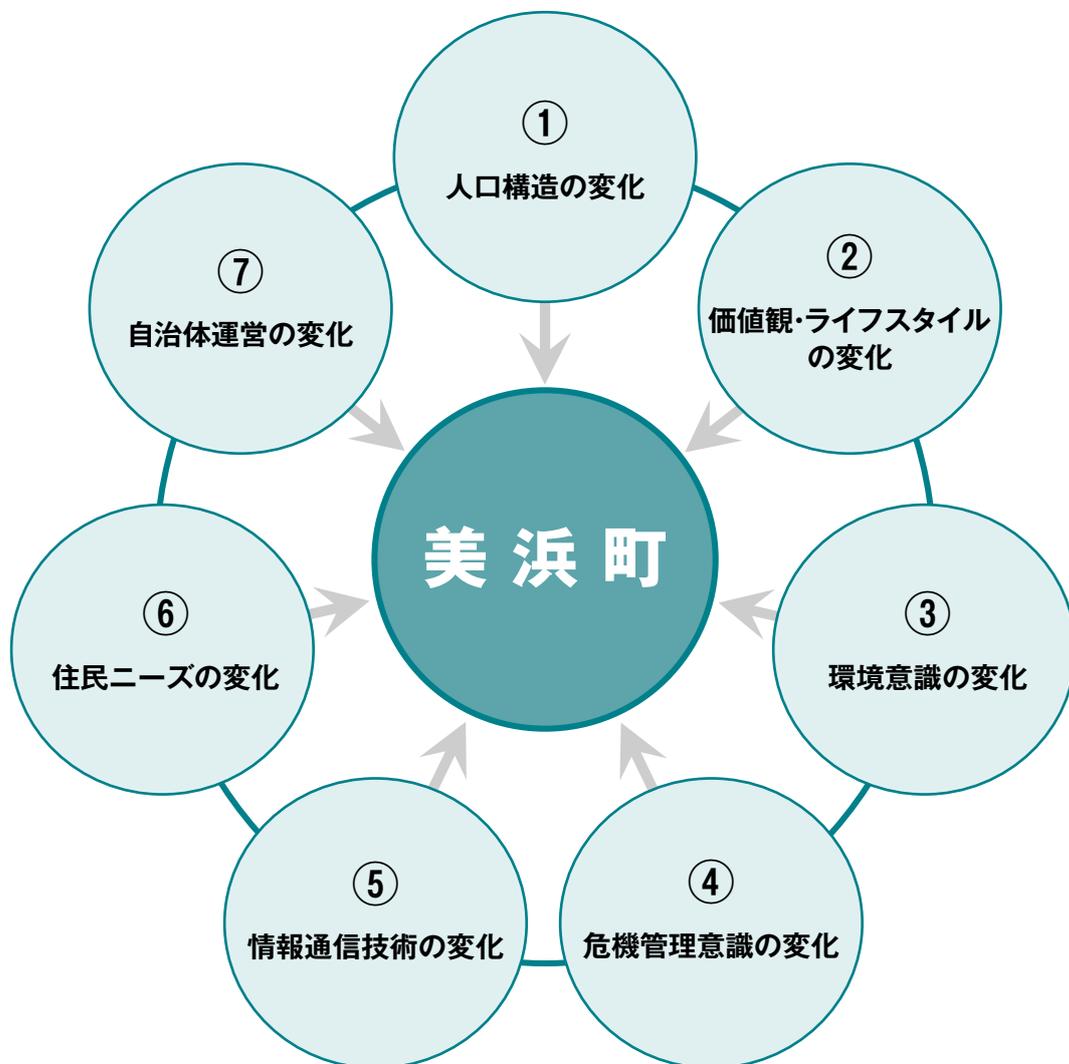


## 第 4 章 「時代の潮流」とまちづくりへの主要課題

少子・高齢化や地方分権化の進展等、様々な社会経済情勢の急速な変化に対応するため、我が国における制度やシステムも新たなあり方・枠組みが求められています。

美浜町を取り巻く、こうした社会経済情勢の大きな変化は、幾つかの時代の潮流として捉えることができます。

時代の潮流は、美浜町やそこに住まう私たち住民の生活に大きな影響を及ぼしながら、今後も一層その度合いを強めていくことが予想されるものです。



## 時代の潮流

### ① 人口構造の変化

- 我が国における出生数は1970年代前半にはおよそ200万人であったのが、最近では110万人程度にまで減少しています。
- こうした減少傾向には、親となる世代の人口規模の縮小や男女共同参画社会の成熟に伴う晩婚化の進展等が関わっています。
- 合計特殊出生率は、出生数低下が始まる前（昭和46年）の2.16が平成18年には1.31にまで低下、その後はわずかに回復し平成21年には1.37となっているものの、この数値は長期的に人口を維持できる水準（人口置換水準）2.07～2.08を大きく下回っています。
- こうした変化が我が国の人口減少・高齢化を促しており、1920年の国勢調査開始以来、人口増加を続けてきた我が国の総人口も平成16年をピークに減少に転じています。

### まちづくりへの課題

- 美浜町においては、少子・高齢化等の人口構造の変化を背景に、子どもを産み育てやすい環境の整備が求められるほか、増加する高齢者が充実した生活を営めるような保健・医療・福祉等の充実と、高齢者が生き生きと活躍できる社会づくりが求められています。

## 時代の潮流

### ② 価値観・ライフスタイルの変化

- 自由時間の増大や生活水準の向上等により、住民の価値観や生活意識はモノの豊かさから心の豊かさを大切に方向へと変化し、ライフスタイルも一層多様化していくものと考えられます。
- また、世界的な社会経済構造の変革が進展する中で、これまでの大量生産消費型の経済・社会システムから新しい多様な価値を創造する経済・社会システムへの構造的転換が求められています。
- 地方財政は依然として厳しい状況が続いており、それに見合った構造転換が必要となっています。

### まちづくりへの課題

- 自立と自己決定を基本に財政基盤の充実・強化による健全な行財政経営の確立が不可欠であり、美浜町においては、既存の地場産業の維持、体質転換、創造というような知識集約型の産業の創造・育成が求められています。

## 時代の潮流

### ③ 環境意識の変化

- 世界規模での急速な人口増加や生産・消費活動の拡大により、食糧・資源・エネルギー等の需要増大が予測されるとともに、CO<sub>2</sub>（二酸化炭素）排出量の増大が原因ともいわれる地球温暖化、オゾン層破壊等のさまざまな地球環境問題が深刻化しています。
- こうした状況を背景に、地球環境の保全と持続的成長の両立が国際的な緊急課題となっており、我が国においても新たな環境基本計画に基づく取り組みが求められています。

### まちづくりへの課題

- 美浜町においては、限りあるエネルギー等の有効利用、大量消費型の生活様式から循環型資源利用システムへの転換、自然環境に密接な関係がある農業振興等、住民・地域・行政が互いに協力し合う体制を確立し、自然と共生する持続可能な社会を構築することが望まれます。

## 時代の潮流

### ④ 危機管理意識の変化

- 平成7年の阪神・淡路大震災や平成17年の福岡県西方沖地震、平成19年の新潟県中越沖地震、地球温暖化に伴う集中豪雨の発生等を背景に、自然災害や都市防災に対する住民の関心・意識が急速に高まっています。
- また、世界各地におけるテロの勃発、凶悪犯罪の頻発、振り込め詐欺の急増等を背景に、身近な暮らしにおける安全・安心対策がこれまで以上に求められています。

### まちづくりへの課題

- 美浜町でも、防災・防犯面での危機管理に対する総合的な対応策や体制を維持・強化し、住民と行政が連携・協働して防災・防犯・治安の維持に努め、住民が安心して暮らせるしくみづくり・まちづくりを進めていく必要があります。
- 特に、東海・東南海・南海地震については同時または連続しての発生も考えられ、地震・津波を想定した防災体制の強化を進めていくことが重要です。

## 時代の潮流

### ⑤ 情報通信技術の変化

- インターネットによる地球規模での情報ネットワークの拡大や携帯電話の急速な普及を始め、情報通信技術の飛躍的な発展により、今日、情報の重要性はますます大きなものとなっています。
- こうした情報化・グローバル化は、社会経済活動のあり方を変えるだけでなく、人と人とのコミュニケーションやつきあい方を含むライフスタイルの変化をもたらしています。
- 我が国においては“いつでも・どこでも・誰でも”がネットワークに安全に接続・利用できる社会の実現に向けた取り組みが始まっています。

#### まちづくりへの課題

- 美浜町においても、情報通信基盤の整備を進めるとともに、情報通信基盤を活用した自治体経営、地域活性化、行政サービスの提供等を積極的に推進していくことが求められます。

## 時代の潮流

### ⑥ 住民ニーズの変化

- 住民の価値観・ライフスタイルの多様化と相まって、行政に対するニーズも多様化・高度化するとともに、従来の行政主導型のまちづくりから住民自らが主体となって地域自治に参加・参画する協働のしくみづくりが求められています。
- そのため、行政は住民ニーズを的確に把握し、それを施策に反映させる一方で、積極的な情報公開、住民が政策を評価できるシステムづくり、政策形成における住民参画等を推進していくことが必要です。

#### まちづくりへの課題

- 美浜町の住民が、自らの選択と責任に基づく協働のまちづくりに積極的に参加・参画するとともに、こうした住民の主体的なまちづくりと、それを支援する行政とが一体となって、協働によるまちづくり・コミュニティづくりを実現していくことが求められます。

## 時代の潮流

### ⑦ 自治体運営の変化

- 平成12年に施行された地方分権一括法により、国・県の権限の市町村への移譲等を通じ、住民主導型・地域主導型の地方分権型行政システムに変わりつつあります。
- 分権による地方自治体の権限と責任の拡大に伴い、今後は各自治体の取り組み如何によって、市町村間の格差が広がっていくことが予想されます。

### まちづくりへの課題

- 美浜町でも、さらなる政策運営能力・地域経営能力の向上を図り、ゆとりと豊かさを実感できる地域社会を築いていくことが求められます。
- 安定した持続可能な自治体運営を図っていくためには、長期的・計画的なビジョンに基づく自主財源の確保という視点がこれまで以上に求められています。
- 限りある資源・財源を有効に活用していく観点から、近隣自治体との広域的な連携・協力により、基礎的自治体機能の分担などについても検討・推進していくことが重要になります。

# 基本構想

- |       |  |
|-------|--|
| 第 1 章 | まちづくりの基本理念   |
| 第 2 章 | 将来ビジョン ー目指すべきまちの姿ー   |
| 第 3 章 | 将来人口フレーム   |
| 第 4 章 | まちづくりの基本目標 <ul style="list-style-type: none"><li>基本目標 1 安心と安全 ～緑が映えるまちづくり～</li><li>基本目標 2 笑顔と健康 ～みんなで育むまちづくり～</li><li>基本目標 3 汗と希望 ～未来に羽ばたくまちづくり～</li></ul> |

# 第 1 章 まちづくりの基本理念

「第4次美浜町長期総合計画」では、“もっと”をキーワードとする3つの基本理念を掲げてきました（“もっと住みよいまちへ” “もっとやさしいまちへ” “もっとゆとりのまちへ”）。

こうした基本理念は、基本構想の計画期間10年間よりもさらに長期的なまちづくりの考え方を示すものであり、本計画においてもこの3つの基本理念を継承するとともに、さらにもうひとつの“もっと”を加え、次の4つを本計画におけるまちづくりの基本理念として掲げます。

## まちづくりの基本理念

### もっと 住みよいまちへ

- 美浜町に暮らす9割の人が、これからも美浜町に住み続けたいと考えています。
- 自然と調和した快適な生活環境をもっと向上させ、もっと住みよいまちづくりを目指します。

### もっと やさしいまちへ

- 恵まれた身近な自然を愛し、出会うすべての人を思いやることのできる、そのようなまちでありたいと思います。
- 人と人、人と自然、人と地域との繋がりを大切にし、もっとやさしいまちづくりを目指します。

### もっと ゆとりのまちへ

- 日々の暮らしの中での小さな発見を喜び、もっと素敵で明日を信じていることができるまちでありたいと思います。
- 一人ひとりがその人らしい生きがいと楽しみを持てるよう、もっとゆとりのまちづくりを目指します。

### もっと 身近なまちへ

- 私たちの暮らす美浜町は、人口（1万人に満たない）も面積（12.79 km<sup>2</sup>）も小さなまち・コミュニティです。
- 小さいからこそ実現できる輝きとぬくもりに向け、もっと身近なまちづくりを目指します。

※ “もっと”というキーワードは、常に前向きなまちづくりの姿を表すものです。

## 第 2 章 将来ビジョン — 目指すべきまちの姿 —

「第4次美浜町長期総合計画」では、『新時代のふるさと 美浜』を将来像として掲げ、まちづくりを進めてきました。そして、その10年間の取り組みは、住民アンケート調査結果における満足度評価等においても一定の評価を得ることができました。

これからの10年間は、この「新時代のふるさと」をもっと魅力的にし、そこに暮らす人々が世代を越えて、『生きがい・張り合い』を実感できる町にしていきたいと考え、本計画において目指すべきまちの姿（将来ビジョン）を次のように設定します。

### 将来ビジョン

# 緑と絆で築くまち 美浜

美浜町は、日高地方の中核的都市となる御坊市に隣接する一方、美しい海に面し、その浜辺には地域の暮らしを見守ってきた松林が広がっています。

こうした環境の中で、私たちは“まち”としての利便性・快適性を享受しながら、かけがえのない自然を身近に感じることでできる暮らしを営んでいます。

誰もがこのような暮らしの舞台となる美浜町を大切だと思っています。

だからこそ、私たちは、これからの10年間で美浜町をもっともっと魅力的で、毎日の何気ない暮らしの中で一人ひとりが幸せを実感することのできる町にしていきたい…。

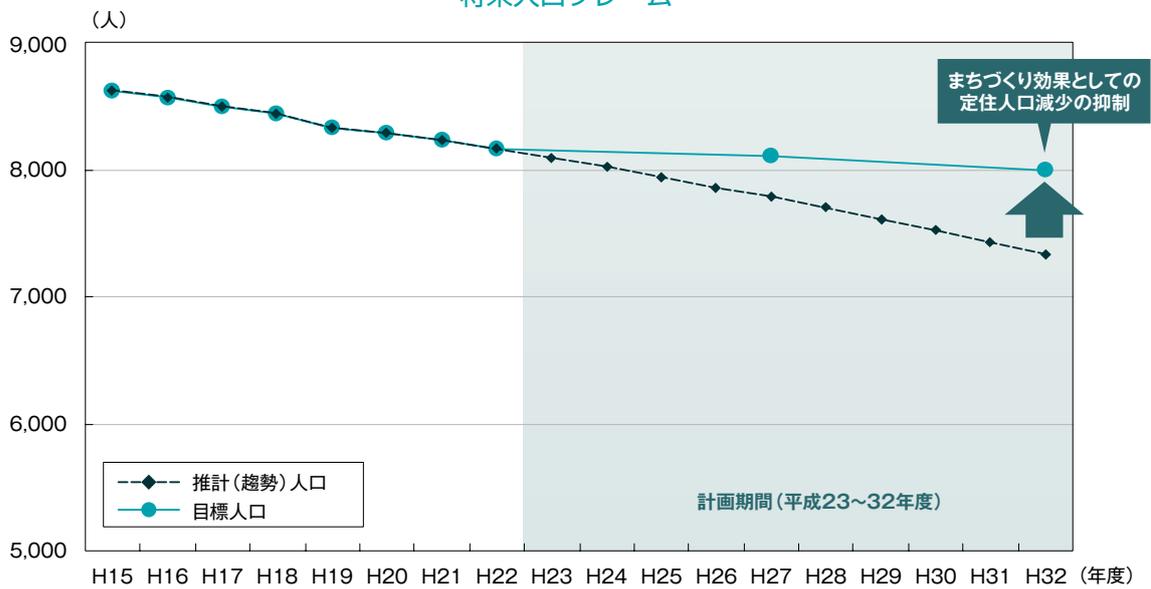
美浜町に生まれ育った人も、縁あって美浜町に移り住んだ人も、そして、美浜町を訪れる人も、誰もが美浜町の「緑」や身近な自然の魅力を肌で感じ、「住んで良かった」「住んでみたい」と思えるような、誰もが笑顔がこぼれ、健康かつ安心・安全に暮らせるまちを目指し、それぞれの希望に向かって汗をかき、努力する中でこれからのまちづくりを進めていきます。

# 第 3 章 将来人口フレーム

全国的な人口減少時代の中、美浜町の人口も減少基調で推移しており、将来的にもこうした傾向が続くものと予測されます。

しかしながら、本計画に掲げる将来ビジョンの実現に向け、今後取り組んでいく様々なまちづくり施策の効果のひとつとして美浜町がより魅力的な町となることで、<sup>すうせいてき</sup>趨勢的な人口減少が抑制されることを期待し、8,000人を将来目標人口（平成32年度）として設定します。

・・・ 将来人口フレーム ・・・



	現 況							推 計	
	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成27年度	平成32年度
	H16.3.31	H17.3.31	H18.3.31	H19.3.31	H20.3.31	H21.3.31	H22.3.31	H28.3.31	H33.3.31
人 口	8,617	8,562	8,483	8,431	8,330	8,288	8,203	8,100	8,000
0~14歳	1,165	1,134	1,115	1,084	1,065	1,037	1,020	910	850
15~64歳	5,247	5,198	5,123	5,061	4,961	4,905	4,815	4,570	4,370
65歳以上	2,205	2,230	2,245	2,286	2,304	2,346	2,368	2,620	2,780
構成比	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0~14歳	13.5%	13.2%	13.1%	12.9%	12.8%	12.5%	12.4%	11.2%	10.6%
15~64歳	60.9%	60.7%	60.4%	60.0%	59.6%	59.2%	58.7%	56.4%	54.6%
65歳以上	25.6%	26.0%	26.5%	27.1%	27.7%	28.3%	28.9%	32.3%	34.8%

※現況は住民基本台帳による（各年度末人口）。

## 第4章 まちづくりの基本目標

将来ビジョン「緑と絆で築くまち 美浜」の実現に向け、次の3つをまちづくりの基本目標として設定します。

### 基本目標 1

## 安心と安全 ～緑が映えるまちづくり～

私たちの暮らす美浜町の町土は、私たち一人ひとりの暮らしのステージ（舞台）であり、また、煙樹ヶ浜をはじめとする、町土を形成する自然そのものが次代へと継承していくべき私たちみんなの財産です。

こうした自然環境・地域環境の中で「安心と安全」かつ快適に暮らせる居住環境の形成を進め、自然環境と私たちの暮らしが調和したまちづくりを目指します。

### 基本目標 2

## 笑顔と健康 ～みんなで育むまちづくり～

少子高齢化が進む中、美浜町に暮らす私たち一人ひとりが生涯を通じて自らの健康づくりに主体的に取り組み、子どもから高齢者まですべての人が地域の中で互いに支え合い、そして互いに育て合える環境づくりを進めます。

私たち誰もが住み慣れた地域で生き活きと「笑顔と健康」で暮らせるまちづくりを目指します。

### 基本目標 3

## 汗と希望 ～未来に羽ばたくまちづくり～

地域に活力があふれ、町が元気であるためには、そこに営まれる様々な産業の振興を図るとともに、私たち一人ひとりがそれぞれの地域・コミュニティの中で主体的にまちづくりに参加することが不可欠です。

そうした私たち一人ひとりの主体的な活動を基本に、自律した“まち”として「希望に向けて汗をかく」そして、持続可能な行財政運営に取り組み、地域一体となった協働によるまちづくりを目指します。

# まちづくりの施策体系

将来ビジョン

基本目標

施策分野群の目標

施策分野

緑と絆で築くまち美浜

基本目標1  
 緑が映える  
 まちづくり  
**安心と安全**

快適な定住環境の整備  
 美しい自然環境の継承  
 安心・安全に暮らせる環境の整備

- 土地利用
  - 上水道整備
  - 下水道整備
  - 道路網整備
  - 住宅環境整備
- 
- 地球環境
  - 環境美化
  - 煙樹ヶ浜の松林
- 
- 町土の保全
  - 消防・防災
  - 交通安全・防犯・消費生活

基本目標2  
 みんなで育む  
 まちづくり  
**笑顔と健康**

誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築  
 人と地域が輝く教育・文化の充実

- 健康
  - 地域福祉
  - 児童福祉
  - 障害者福祉
  - 高齢者福祉
- 
- 学校教育の充実
  - 青少年の健全育成
  - 生涯学習の推進
  - 文化の充実

基本目標3  
 未来に羽ばたく  
 まちづくり  
**汗と希望**

つながりで支えあう産業振興  
 協働のまちづくり体制の構築

- 地域産業（農業・漁業）
  - 地域産業（商工・観光）
- 
- 住民参加
  - 交流の活性化
  - 情報化社会への対応
  - 行財政運営
  - 広域行政
  - 計画の進行管理

基本目標

1

# 安心と安全

～<sup>みどり</sup>緑が映える<sup>は</sup>まち<sup>ま</sup>づくり～

[基本計画：第1章]

## 快適な定住環境の整備

- 土地利用
- 上水道整備
- 下水道整備
- 道路網整備
- 住宅環境整備

- ◆豊かな自然環境を保全しつつ、効率的で個性的なまちづくりを進めるため、地域の特性に応じた安心・安全な土地利用を目指します。 (土地利用)
- ◆上水道の安定的供給体制の確保を図るなど、今後も安心・安全な上水道施設整備を目指します。 (上水道整備)
- ◆第4次長期総合計画に引き続き、下水道施設整備の普及推進を図り、全町の生活環境整備を目指します。 (下水道整備)
- ◆安全な基幹道路や生活道路の整備を行うとともに、地域住民の皆さんの日常生活での利便性を重視した安心・安全な道づくりを目指します。 (道路網整備)
- ◆既存町営住宅の老朽化対策を含め、住宅環境等の整備を目指します。 (住宅環境整備)

[基本計画：第2章]

## 美しい自然環境の継承

●地球環境

●環境美化

●煙樹ヶ浜の松林

- ◆私たち一人ひとりが地球環境保全の意識を高めるとともに、限りある資源の消費・廃棄物の減量やリサイクル等に地域全体が一体となって取り組み、環境共生時代に対応したしくみづくりに努めます。  
(地球環境)
- ◆家庭や事業所から出るゴミの減量化やリサイクルを促進する施策の推進に努めます。  
(環境美化)
- ◆美浜町のシンボル景観でもある「煙樹ヶ浜」について、まずは、保安林機能の保全を前提としつつ、私たちの共有の財産としてその植生や景観の保全に努め、身近な自然・憩いの場として、その活用策なども探り、育てていくことに努めます。  
(煙樹ヶ浜の松林)

[基本計画：第3章]

## 安心・安全に暮らせる環境の整備

●町土の保全

●消防・防災

●交通安全・防犯・消費生活

- ◆河川洪水対策、海岸保全対策、砂防対策等の強化を目指します。  
(町土の保全)
- ◆災害に強いまちづくりを進めるとともに、地域における防災意識の啓発に取り組み、災害に強い人づくりの推進を目指します。また、自主防災組織など、災害時における地域の防災体制の構築・強化により、安心・安全に暮らせる環境づくりを目指します。  
(消防・防災)
- ◆住民の防犯・交通安全意識を高めるとともに、地域の安全への環境整備に努め、犯罪や交通事故が起こりにくい、安心・安全に暮らせるまちづくりを目指します。  
(交通安全・防犯・消費生活)

基本目標

2

# 笑顔と健康

～みんな<sup>み</sup>で育<sup>はぐ</sup>むま<sup>ま</sup>ちづくり～

[基本計画：第4章]

## 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築

- 健康
- 障害者福祉
- 地域福祉
- 高齢者福祉
- 児童福祉

- ◆健康の自己管理を基本に、住民が健康で生きがいのある生活を送れるよう、保健・医療・福祉の充実に努めます。  
(健康)
- ◆私たち一人ひとりが福祉に関心を持ち、地域でいきいきと暮らしていくことができる福祉社会の形成を目指し、地域住民みんなで、福祉のしくみづくりに努めます。  
(地域福祉)
- ◆安心して子どもを産み育てられるよう、多様なニーズに対応した子育て支援策等の充実に努めます。  
(児童福祉)
- ◆高齢者や障害者が住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、地域社会や関係機関等と連携し、福祉ニーズに応じたサービスの提供体制の確立に努めるとともに、生きがいをもって社会参加できるような環境づくりに努めます。  
(障害者福祉・高齢者福祉)

## 人と地域が輝く教育・文化の充実

- 学校教育の充実
- 青少年の健全育成
- 生涯学習の推進
- 文化の充実

◆住民の生涯学習の意欲が高まっている中、さらに開かれた学校づくりを推し進め、学校施設の開放や人的交流を図るとともに、家庭や地域社会との連携を強め、子どもたちを育成していくという視点に立った学校運営を進めます。学校教育については、知識を学ぶというだけでなく、自ら学び自ら考える力や、豊かな人間性や社会性を育むことを目指し、そのためにも体験的な学習（自然体験やボランティアなどの社会体験）や問題解決的な学習を積極的に進めていく。また、伸び伸びとしたゆとりある学習環境を整えることも必要です。

計画的に老朽化した施設の整備や教育環境の整備にも取り組みます。

(学校教育の充実)

◆青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と幅広い視野を持ち、心身とも明るくたくましく成長することが、次代を担う人材を育成していくうえで重要であります。精神的・肉体的にも成長著しいこの時期は、人や自然とのふれあいを通して、仲間同士のきずなや友情を深め、また、地域との連帯感を高めていくことが社会人としての基礎を培い、人間性豊かな人格を形成する大切な時期であります。広く住民の総意を結集し、青少年の育成を図る青少年育成町民会議などの活動支援を行います。

(青少年の健全育成)

◆幼児期から高齢期に至るすべての人生において、生涯にわたって、その能力や要求に応じた学習機会が与えられるまちづくりの推進を図ります。

さらにこれからは、個人の学びから一歩踏み出し、学びの成果を社会や地域の中で活かし、行動する「人」づくり、学びの成果が社会や地域の中で活かされる「環境」づくりに焦点を当て、地域づくりにつながる生涯学習社会の実現にむけて取り組みます。

また、住民が気軽にスポーツに親しみ、健康で豊かな生活が送れるよう、生涯スポーツの普及・振興に努めます。

(生涯学習の推進)

◆広く住民が、身近なところで文化についての理解及び関心を高め、質の高い文化を鑑賞するとともに、文化の創造活動に参加できるような環境の整備を進め、優れた地域文化の育成に努めます。

(文化の充実)

# 汗と希望

## ～未来に<sup>み</sup>羽ばたく<sup>は</sup>まち<sup>ま</sup>づくり～

[基本計画：第6章]

### つながりで支えあう産業振興

● 地域産業（農業・漁業）

● 地域産業（商工・観光）

◆ 地域産業を育成するため、地域資源の活用や人材の確保、技術開発、情報の発信などを行うとともに、各産業に携わっている人々の中より、リーダーの気質を引き出しながら、相互の連携や農水商工観光等の異業種交流を行う中より、新しい地域産業の育成方針を検討します。

◆ 農業振興では、農業委員会や農業振興研究会、農業後継者組織など各代表者による検討会を再構築し、美浜農業の方向性や具体的な対策などの検討をします。

漁業振興においても、組合関係者、一本釣り漁業者、地曳網の代表者などによる検討会の構築により、具体的戦略を検討することが大切であり、これらを通じた方向性のもと、あらたな第1次産業への可能性の掘り起こしをすることが美浜町の地場産業振興創出への第一歩と認識します。 **（農業・漁業）**

◆ 商工・観光では、多様化する消費者ニーズや経済構造の変化等を踏まえながら、地域に密着した商工業環境の向上に商工会を中心に取り組みます。

また、観光では、町内の地域資源を魅力ある観光資源として改めて再評価し、広域的な観光ネットワークを通じ、集客・交流のしくみづくりに取り組みます。

**（商工・観光）**

[基本計画：第7章]

## 協働のまちづくり体制の構築

- 住民参加
- 交流の活性化
- 情報化社会への対応
- 行財政運営
- 広域行政
- 計画の進行管理

- ◆住民の主体的なまちづくり活動を支援するとともに、まちづくりへの参加・参画機会を創出するなど、住民と行政が一体となったまちづくりを行う体制整備を目指します。  
(住民参加)
- ◆地域間交流や国際交流等を通じ、様々な人や文化とふれあうとともに、町全体の活性化を目指します。  
(交流の活性化)
- ◆インターネット等の情報通信基盤の整備・活用を通じた地域情報化により、身近な行政づくりを目指します。  
(情報化社会への対応)
- ◆社会経済環境の変化に対応して、より充実した行政組織の整備に努めます。また、効率的に住民ニーズに応えられる行政運営を目指し、地方分権型社会に対応した行財政改革の推進に努めます。  
(行財政運営)
- ◆行政に対するニーズの多様化・高度化や住民の生活圏の拡大に対応し、行政投資効果や事務の効率化を図るため、周辺市町との連携を密にし、広域連携により効率的な行政運営を目指します。  
(広域行政)
- ◆計画を実効性のあるものとするため、各主要施策の進捗状況や主要指標の達成度等の把握に努め、特に実施計画における3ヶ年計画を基本に、その達成状況を踏まえて毎年ローリングしていきます。  
(計画の進行管理)

# 基本計画

## 基本目標 1

### 安心と安全 ～緑が映えるまちづくり～

第1章 快適な定住環境の整備

第2章 美しい自然環境の継承

第3章 安心・安全に暮らせる環境の整備

## 基本目標 2

### 笑顔と健康 ～みんなで育むまちづくり～

第4章 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築

第5章 人と地域が輝く教育・文化の充実

## 基本目標 3

### 汗と希望 ～未来に羽ばたくまちづくり～

第6章 つながりで支えあう産業振興

第7章 協働のまちづくり体制の構築

## 基本目標 1

# 安心と安全 ～<sup>み</sup>ど<sup>り</sup>は<sup>ま</sup>緑が映えるまちづくり～

## 第 1 章 快適な定住環境の整備

- ① 土地利用
- ② 上水道整備
- ③ 下水道整備
- ④ 道路網整備
- ⑤ 住宅環境整備

## 第 2 章 美しい自然環境の継承

- ① 地球環境
- ② 環境美化
- ③ 煙樹ヶ浜の松林

## 第 3 章 安心・安全に暮らせる環境の整備

- ① 町土の保全
- ② 消防・防災
- ③ 交通安全・防犯・消費生活

## 第 1 章

# 快適な定住環境の整備

### ① 土地利用

#### 現況と課題

美浜町は、県下で2番目に面積の小さい町（12.79km<sup>2</sup>）であり、町土全体の住環境整備は比較的効率的に進められる反面、人口密度が高く、道路整備などの土地確保に難しいケースもあり、特に海岸地域の生活関連道路整備などについては、計画的な土地利用の調整が難しい状況にあります。

#### 《三尾地区》

三尾地区は、紀伊半島西端部に位置する日ノ御崎の半島部にあり、以前は半農半漁の集落形態でした。しかし、集落の背後にある農用地の大半は、生産性の不効率などによりそのほとんどが耕作放棄状態となり、遊休化が進んでいます。今では、農地への復活は一部を除き困難といわざるを得ない状況です。また、高齢化が進み、空き家の点在が目立ち、その管理とともに地域の防犯・防災面でも課題となっています。

一部日高町田杭に向けた県道南北や日ノ御崎灯台への途中南斜面などには、民間の別荘が点在しますが、これらについても建築後相当の年月を経ているものが多く見られ、不在別荘も多くその管理面などの課題もあります。

#### 《和田地区》

本町の中心部をなす和田地区は、南側海岸部では海岸砂洲が形成され、砂浜海岸には大規模な松林があり、その背後地には集落と畑地の混住地域があります。

近年は、住宅化によりこれらの農地の転用が進み、農業集落排水事業なども進んだ中で、比較的住宅地域としての需要が高い地域となっています。しかしながら、人気の反面、結果として地価が徐々に高騰し、最近では住宅転用が控えられる傾向にあります。

一方、旧来からの住宅地においては、道路計画等の調整が進まず、生活道路の拡幅など改良が進みにくいなど、防災上においても道路改良が望まれているところですが、用地確保の面から難しいのが現状です。

海岸砂洲の北側には約200haの農用地がありますが、この地域は2級河川西川の支流となる和田川の流域であり、感潮河川等の影響により排水事情も非常に悪く、過去から何度となく排水改良事業に取り組んでいるものの、今も抜本的な改良に至っておらず、年間を通じて何度か冠水が発生している状況です。このため、土地利用としては水田としての利用に限定され、主に水稲が栽培されています。また最近、これらの農地の中でも、耕作放棄地が点在し始めています。

### 《松原地区》

松原地区は、和田地区同様に海岸砂洲に連なった集落並びに松林のある集落地域であり、また、御坊市に隣接する地域であり都市計画地域として指定されています。

本地区の大半は、日高川河口部、西川合流部となり、河川の影響を受けやすい地域であり、特に津波による影響が懸念される地域で、早急な防災対策が望まれる地域となります。

## 施策の展開

美浜町の町土は住民共通の財産であることを踏まえ、「都市計画マスタープラン」及び「農業振興地域整備計画」に基づき、自然環境の保全・活用と都市的環境の整備を進めるため、土地利用の調整を図りながら、地域のニーズや特性に応じた土地利用を図っていく必要があります。

自然公園エリアに関しても、長期的視点から土地の有効利用について検討・研究していきます。

「農業振興地域整備計画」における農用地等の保全に努めることはもとより、将来に向けた土地利用のあり方等を含め小規模的土地改良などにより、集約型土地利用の具体的モデル事例に取り組み、農地の保全地域と利用度合いの低い農地の有効利用、つまり、美浜町の恵まれた自然環境並びに防災的な観点に配慮しながら都市基盤整備等に伴う土地利用転換なども考えていかなければなりません。

一方、町土の保全と土地利用の高度化に資するため、今後も計画的に地籍調査を進め、土地の実態を明らかにし、地籍の明確化を図っていきます。

- 農振農用地用途指定の見直し 遊休地・耕作放棄地等の有効活用
- 現有農地の小規模土地改良等による農地の集約化
- 公共用地の有効活用
- 廃屋等の対策とともに用地の調整
- 公園・緑地の活用計画
- 地籍調査の計画的推進

## ② 上水道整備

### 現況と課題

美浜町の水源については、平成21年11月に日高川からの水利使用許可を取得し、安定した取水が実現できることになりました。また、浄水場については平成19年度に耐震診断を実施し、建物の耐震性能は現況のままでもほぼ安全に確保されているとの結果が得られ、現浄水場の建物を維持しつつ、機械等設備の更新を進めているところです。

一方、三尾配水池及びポンプ場については、平成13年度に完成し、三尾地区における安定供給が確保されています。

今後は、浄水場施設の更新並びに維持し、より安定した供給に努めていく必要があります。

また、西山配水池について、昭和49年度完成で、約35年経過しているため、部分的に老朽化が進み、その維持・管理並びに災害発生時の飲用水等の確保、さらに安定した供給を目指すため、第2の配水池の建設が必要です。

### 施策の展開

安心・安全な水の安定供給を基本とし、良質な水を供給するシステムの構築・充実に努めます。

浄水場については、設備等の更新に適宜取り組むほか、老朽化した西山配水池については、今後の増設・着工を目指して検討していきます。

- 浄水場等の設備の更新
- 西山配水池の老朽化対策（増設等）

### ③ 下水道整備

#### 現況と課題

水洗化率（平成22年4月1日現在）については、和田地区農業集落排水事業（平成3年度供用開始）が91.75%、入山上田井地区農業集落排水事業（平成12年度供用開始）は81.16%となっています。未水洗化の家庭に対しては啓発等を実施しており、順調に水洗化が進んでいます。

公共下水道については、計画面積99.4haに対して67haが整備済み（平成21年度末現在）となっており、今後の課題として各家庭における供用率の向上があげられます。

地区別の状況としては、松原地区では、平成17年度に浜ノ瀬と新浜の一部が供用開始され、現在は吉原地区が工事進行中であり、一部で供用開始されています。また、田井畑地区並びに本の脇地区については、平成22年度に公共下水道へ取り込むべく変更認可を受け、平成27年度の管路工事完了（予定）に向かって進捗中です。課題としては平成27年度以降に着手予定の処理場第2系列建設工事であり、今回の変更認可においては人口の減少に伴い、処理能力の縮小が余儀なくされているところです。

三尾地区については、漁業集落排水事業を前提として住民への説明会を開催（平成21年度）しましたが、事業に対する同意率が低く、事実上、面的整備としての事業実施は難しい状況になっています。今後、三尾地区における排水事業施策の方針が急がれるところです。

#### 施策の展開

下水道事業は、住民が清潔で快適な生活を送るために不可欠な事業であり、今後も下水道普及率の向上を目指した取り組みを推進します。

老朽化した和田処理場については、施設設備の更新について検討していきます。

三尾地区における排水事業施策については、地域住民の理解・協力を得ながら、より現実的な方向で進めていきます。

また、下水道料金については、町内各地域での料金の平準化に向け取り組んでいきます。

- 公共下水道整備の早期完成と加入促進
- 和田処理場施設の更新への取り組み
- 三尾地区における排水事業施策の展開
- 下水道料金の平準化への取り組み

## ④ 道路網整備

### 現況と課題

平成17年4月に尾上橋～和田地内県道御坊由良線までの田井和田中央線が2車線歩道付きの幅員構成の幹線町道として完成しました。また、平成21年3月に国道42号に接続して県道御坊美山線から湯浅御坊道路へアクセスできる上田井下財部線が2車線歩道付きの幹線町道として完成しました。

道路は住民の生活や経済活動を営むうえで重要な基本的社会資本であり、また、広域的にも町を活性化させ、町の大きな発展の根幹をなすべきものであります。

その中で、安全で快適な生活を確保するため、さらに道路網の整備を実施するとともに、適切な維持管理および計画的な改良を進めていく必要があります。また、高齢化社会に対応していくとともに、交通弱者の方々等も利用しやすい道路の整備が必要です。

町の懸案事項であった県道日高港線西川大橋の架け替え事業については、平成21年度に事業化されたことにより、橋梁の老朽化並びに幅員狭小のため通行に支障をきたしていた課題が解消できる見通しです。

橋梁の耐用年数は、約50年といわれていますが、既存の橋梁の寿命を延命化し、総合的なコスト縮減を図るため、橋梁の長寿命化計画を策定し、計画的にその対策を講じる必要があります。

### 施策の展開

主要幹線道路の整備については、広域的な道路計画と十分整合を保ちながら、その実現に努めるとともに、県道の改良に際しては歩道設置等の要請をしていきます。

新規の道路計画として、御坊インター方面と和田・吉原地区を結ぶ吉原上田井線（仮称）並びに浜ノ瀬地区における災害時のアクセス道路としても機能する切戸西川線（仮称）の整備を進めるなど、町内における交通アクセシビリティの向上を図ります。

また、「橋梁長寿命化計画」を策定し、老朽化した橋梁について計画的な長寿命化・維持を図ります。

地域内の日常生活関連道路については、緊急車両の通行等に配慮し、狭小道路の拡幅が望まれるところですが、新たな道路用地の確保が至難なことを踏まえ、道路に部分的にふくらみを持たせた車両待避所的な整備を具体的取り組みとして進めます。

- 新規道路計画による広域交通アクセス道路の整備
- 「橋梁長寿命化計画」の策定とともに橋梁保全推進
- 地域内日常生活関連道路の整備等による道路機能向上
- 農道も含めた道路ネットワークの構築

## ⑤ 住宅環境整備

### 現況と課題

本町の住宅環境については自然に恵まれ、また、御坊市にも近く買い物や教育環境、病院など医療施設への交通の便にも恵まれています。

住宅の提供については、民間会社の分譲造成等がそのほとんどであり、また、住宅地としての利便性を背景とした地価の高水準により、近年は新規の宅地化・住宅建設がやや停滞気味となっています。一方で、地価の比較的安い近隣町への住宅建設が進んでいる状況です。

町営住宅については、和田 A 団地が4戸、和田 B・C 団地が36戸、和田大浜団地が36戸の合計76戸となっていますが、このうち和田 A 団地は老朽化に伴う用途廃止を前提としています。今後の町営住宅の整備については、老朽化の進みつつある和田大浜団地の建て替え計画が課題となっています。

### 施策の展開

良好な住宅環境の維持・形成を図るため、地域住民との連携をもとに、地域の実情などを勘案した取り組みを進めます。

新規宅地造成等については、計画的な土地利用形成に向けた宅地誘導を図るほか、住民にとって身近な公園・緑地等については、用地の確保とともに維持管理に努めます。

町営住宅については、現入居者の協力を得ながら、老朽化した和田 A 団地は用途廃止、和田大浜団地は建て替えを視野に入れ、町営住宅の整備のあり方について検討していきます。

また、身近な公園として吉原公園がありますが、今後は利用状況等を踏まえ、防災・健康維持増進・子育て支援等、多目的に活用のできる広場・公園の整備を町内各地で進めていく必要があります。

- 町営住宅の老朽化対策の推進
- 土地利用形成に向けた住環境整備対策の推進
- 地域内多目的広場の整備推進

## 第2章

# 美しい自然環境の継承

### ① 地球環境

#### 現況と課題

地球温暖化・酸性雨・海洋の汚染など地球規模の環境問題は、人類の生存基盤にかかわる重要な課題のひとつとなっています。

我が国においては、平成20年に、生物の多様性及び持続可能な利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、豊かな生物多様性を保全し、その恵沢を将来にわたって享受できる自然と共生する社会を実現し、地球環境の保全に寄与することを目的に「生物多様性基本法」が制定されました。

今後は、地球環境に配慮したライフスタイルへの転換を進めるため、住民、事業所及び行政が協働し、多様な場・機会での環境啓発、学習の推進を図るとともに、地域ぐるみの活動として、まずは身近な自然環境等に配慮した取り組みを進めていくことが求められています。

#### 施策の展開

地球環境全体を視野に入れながら、身近な地域環境との共生を目指したまちづくりに努めます。

快適な生活を送ることができる美しい環境を守り、後世に引き継ぐためにも、住民、事業者、行政がそれぞれの立場でできる役割分担を担いながら、各種施策に取り組みます。

町役場庁舎に設置・整備した太陽光発電による新エネルギーシステムについて、今後はその状況をみながら、学校施設やその他公共施設への展開を検討していきます。

また、地球環境問題に関する住民への意識啓発等を進めていきます。

- 「地球温暖化対策実行計画」の推進
  - ノーマイカー通勤デー、ノー残業デーの実施 etc.
- 新エネルギーシステムの展開検討
  - 太陽光発電、電気自動車・ハイブリッド車の導入 etc.
  - 個人住宅への普及促進助成制度
- 地球環境問題に関する住民への意識啓発

## ② 環境美化

### 現況と課題

家庭や事業所などから出るゴミの減量化やリサイクルを促進する必要性はますます高まっています。

そうした中、平成8年よりゴミの5種分別収集・平成9年度よりゴミ袋の有料化を実施してきました。さらに、平成17年からは6種分別収集に細分化し、また、各家庭から排出される生ゴミ減量化に向けて家庭での生ゴミ処理機（容器）の普及を進めるため、平成12年度からは補助金（限度額10,000円・平成21年度から限度額20,000円）を支給し、生活環境の保全と公衆衛生に資するための取り組みを進めています。

一方、集積場所への大型ゴミの不法投棄及び不適正排出が後を絶たない状況にあり、平成21年10月からは収集日を隔月とするとともに、監視カメラを設置し不法投棄の監視に努めています。

このような様々な取り組みとともに、各地域への地道な啓発活動が実を結びつつありますが、まだまだその意識が高いものとはいえず、今後とも、住民への意識啓発と併せ、全町的な環境美化運動にその輪を広げていかなければなりません。

### 施策の展開

身近な生活環境を保全するため、廃棄物の発生の抑制、再使用や再生利用などを進め、適正な処理・処分を促進することが重要であり、そのため、ゴミ処理等に関して住民の意識啓発に努めます。

生ゴミの減量化に向けては、各家庭におけるコンポストや電気式生ゴミ処理機の普及および設置促進を図ります。

ゴミの分別収集の徹底を図りながら、減量化とリサイクルを推進していくとともに、住民の美化意識の高揚と啓発を図り、ゴミのないきれいなまちづくりを進めます。

「自らの地域は自らの手で美しく！」を基本理念とし、海岸、林内などの一斉清掃美化運動を各ボランティアグループ、学校などに働きかけます。

不法投棄の対策として、町内一斉清掃（5月）・ゴミ一掃クリーン作戦（11月）などの住民活動と併せ、地域住民による不法投棄監視体制づくりに努めます。

- 地域環境美化に向けた住民意識の向上と住民活動へのはたらきかけ
- 生ゴミ減量化に向けたコンポスト等の普及支援
- 不法投棄対策の強化推進
- ボランティアグループの育成支援・3R運動の実施

### ③ 煙樹ヶ浜の松林

#### 現況と課題

煙樹ヶ浜の松林は、台風や塩害から民家や田畑の農作物を守るための潮害防備保安林、心や体をリフレッシュするための保健保安林としての役割を果たしてきましたが、それだけではなく、私たち住民が誇りを持てる町のシンボルとして全国に発信できる地域資源でもあります。

しかしながら、昭和40年頃から松枯れが大きな課題となっており、対策として薬剤の地上散布、枯れ松の伐倒駆除や樹幹注入等を毎年実施するなど、今も松枯れから松を守るための奮闘を続けています。

今後は薬剤の散布等、予防的な手法に加え、松林内の環境整備をし、植樹、間伐等の松を育てる手法も多面的に検討しながら、保全していく必要があります。

一方、煙樹ヶ浜の松林を住民共有の財産として後世に残していくためには、すでに活動母体として存在している保安林保護育成会等の関係団体と密接な連携をしながら、住民参加による松林の維持・整備に努めていくことが急務であり、それこそが煙樹ヶ浜の松林を後世につなぐ方策となります。

#### 施策の展開

本町を代表するシンボリックな地域資源である煙樹ヶ浜の松林について、より美しく、より誇りを持てる姿で次代に継承するためには、まずは、保安林の機能保全を前提として、マツクイ虫被害対策について今後も防除・駆除に努めるとともに、美浜町の住民みんなの財産であるとの共通認識のもとに、住民総参加・住民主体の保全・活用を進めることが大切です。

また、松林の保全・活用にあたっては、[松の里制度]の活用・推進を図りながら、キャンプ場周辺への保全・活用モデル地区の設定など、重点的かつ効果的な施策の検討を行い、その方法を見出します。

また、すでに松林内に整備済の遊歩道・公園・ベンチ等について、その管理と活用を図り、住民の身近な自然・憩いの空間としての林内環境の向上に努めていきます。

#### 煙樹ヶ浜松原再生プロジェクト

- 住民総参加・住民主体の保全・活用システムの構築
- 身近な自然、憩いの空間としての林内環境の向上  
〔雑木伐採等ボランティア・松の里制度の再構築〕  
〔保安林保護育成会との連携強化〕〔エリアを決めての空間設定、コース設定等〕

#### キャンプ場周辺の再生プロジェクトの実施

〔ジョギングコース、サイクリングコース、森林浴コース等〕

#### 潮害防備・保健保安林機能の維持

## 第3章

# 安心・安全に暮らせる環境の整備

### ① 町土の保全

#### 現況と課題

河川洪水対策については、2級河川である西川や東裏川は感潮河川であり、流域生活形態の変化により宅地化が進み、下流域に及ぼす影響は年々深刻となるなど、洪水による河川の氾濫、家屋・田畑等の冠水の頻度が高くなってきている状況等を踏まえ、関係機関と協議の上、河川整備計画を樹立し、計画にそった河川整備を推進していく必要があります。

海岸保全対策については、美浜海岸の台風時等の浸食及び越波による家屋等への浸水被害防止対策として、海岸護岸の高上げや海浜地の養浜を推進していく必要があります。

砂防対策としては、三尾地区・和田地区の急峻な崖地における急傾斜地崩壊対策事業や土砂災害防止対策事業について、緊急度の高い箇所から順次適切な整備を推進していく必要があります。

また、農地の遊休化、荒廃化が進む中、過去に農業用ため池として整備していたものが、その管理について機能保全是もとより維持管理が難しくなっている現状より、これらため池の維持についても早急に検討する必要があります。

#### 施策の展開

住民が安心して暮らせるよう、地震や台風等の自然災害に強いまちづくりを目指し、本町の地形的な特性に応じた町土保全対策を図らなければなりません。

河川洪水対策については、河川施設の老朽化への補強はもとより、樋門等河川工作物の改修を河川管理者と協議改修していきます。

また、海岸保全対策として煙樹ヶ浜における養浜整備等を推進するほか、砂防対策としては三尾地区・和田地区における急傾斜地崩壊対策事業について計画的な整備を推進していきます。

また、町内のため池の危険度等を調査するとともに、計画的な対策を推進していきます。

- 河川洪水対策の推進
- 海岸対策の推進
- 砂防対策の推進
- ため池の危険対策の推進

## ② 消防・防災

### 現況と課題

平成7年に発生した阪神・淡路大震災以来、自然災害、特に地震に対する防災意識や対処法が大きく変化しました。

災害時における自助・共助・公助、特に大災害に遭遇した場合の自助・共助の大切さは今日では誰もが認識しているところであり、防災の面からも各地域における隣近所の助け合いの精神は極めて重要視されています。

本町は、和歌山県内でも先駆けて自主防災組織の立ち上げに取り組み、今日では各地区の自主防災組織の立ち上げが100%達成できています。各地区の取組状況の差はあるものの着実に成果を上げつつあります。町では、これらの支援策として、各種自主防災資機材の購入補助や活動助成を進めていく必要があります。

また、防災の専門機関としての日高広域消防を始め、消防団の活動は、それぞれの任務とともに地域の防災リーダーとしての役割もまた大きなものがあります。

平成19年3月には、各地区のワークショップをもとに洪水・土砂災害ハザードマップ及び津波浸水予測図を作成し、町内各戸に配布するとともに、美浜町ホームページへ掲載し、危険情報を公表しています。

これらハザードマップに基づき、洪水・津波・土砂災害時における確実な情報伝達訓練、さらには住民に緊急災害情報を瞬時に伝達する訓練など、今後は、地域間の連携と消防、行政の連携並びに初動による総合的な防災訓練などに取り組む必要があります。

また、既に平成19年には、災害時の要援護者対策として、民生委員・児童委員の協力を得て災害時要援護者台帳を作成しています。今後は、災害時に高齢者や障害者などの災害弱者の方を含め、住民一人ひとりが適切な行動をとれるよう、避難場所の周知や避難方法などを徹底するなど、防災知識の普及・啓発を進めることが必要です。

加えて、災害発生時における自主的避難や、情報確保が困難な障害者や継続的に治療行為が必要な透析患者等の避難、救護体制の確立なども求められています。

### 施策の展開

「地域防災計画」（平成21年度策定）に基づき、住民の生命と財産の安全を確保するための取り組みを進めます。

自然災害等の発災時において、まずは自助・共助が極めて重要になることから、災害に対しての日頃からの備えと意識の啓発を図るとともに、町内全地区（12地区）に組織された自主防災組織の主体的な活動への支援を行います。

消火栓や防火水槽など、消防・防災に係る施設・設備の点検・整備に努めるとともに、地震災害等を想定した総合的な防災訓練等を通して、住民・地域・消防・行政等による連携体制の確立・強化を図ります。

災害に強いまちづくりの推進

- 町防災センターの建設（資機材、避難食、炊き出し用品等の保管センター）

災害に強い人づくりの推進

- 自主防災組織の育成支援（防災リーダー・防災ボランティア協働等）
- 防災知識の普及（防災講座、講演会の開催、マップの配布）
- 防災訓練の実施（総合防災訓練、地区訓練、津波予想地域での訓練）

消防力の充実

- 日高広域消防・消防団・自主防災組織との連携強化
- 消防施設の整備
- 消防水利の整備

## ③ 交通安全・防犯・消費生活

### 現況と課題

交通安全については、組織として「交通安全協会美浜分会」をはじめ、交通指導員会により、町の交通安全対策活動やその啓発に努めています。また、ハード面では、町内の主要道路の危険箇所のピックアップとともに、その対策への取り組みを進めています。

また、近年は各地区要望事項に基づき、カーブミラーの新設や補修を進めているところです。

防犯については、青少年健全育成会議などを中心に夜間パトロールなどを行うとともに、地域においては、ボランティアにより通学通園児の見守り活動に取り組んでいただいています。

近年では、多重債務に悩む事象や悪徳商法、オレオレ詐欺など、高齢者を狙った悪質な事件が社会問題となっています。本町においては住民相談窓口として、心配事相談所、行政相談窓口など住民が安心安全に生活できるよう対応しています。それぞれの相談内容に応じて、県の消費生活センターや関係機関と連携した対応も行っています。

### 施策の展開

住民の交通安全の確保と交通災害の未然防止を図るため、各種交通安全施設の整備に努めます。また、幼児から高齢者まで幅広い年代を対象とした交通安全教育を推進し、住民の交通安全思想の普及、高揚を図ります。

また、防犯については、街灯整備を進めるなど、犯罪の起こりにくい環境整備とともに、コミュニティ活動などを通じて、防犯意識の高揚に努めます。

- 交通安全施設の整備
- 交通安全教育の推進
- 防犯灯の整備や防犯意識啓発による防犯環境の向上
- 住民相談員、行政相談員の窓口の拡充（総合相談員の設置）
- 携帯電話への防犯情報メールの配信
- きしゅう君の家の再確認

## 基本目標 2

# 笑顔と健康 ～みんなみで育はむままちづくり～

## 第 4 章 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築

- ① 健康
- ② 地域福祉
- ③ 児童福祉（子育て支援）
- ④ 障害者福祉
- ⑤ 高齢者福祉

## 第 5 章 人と地域が輝く教育・文化の充実

- ① 学校教育の充実
- ② 青少年の健全育成
- ③ 生涯学習の推進（生涯スポーツの振興）
- ④ 文化の充実

## 第4章

# 誰もが安心して暮らせる保健・福祉体制の構築

### ① 健康

#### 現況と課題

健康維持のためには、「自らの健康は自らが守る」という意識を持つことが重要であるとともに、保健医療体制の充実が必要です。

生活水準の向上や食生活・ライフスタイルの変化に伴い、住民の疾病構造も変化し、疾病全体に占める生活習慣病の割合が増加しています。

本町では、近隣市町と「健康日高21」を策定し、これを住民の健康づくりの指針・指標とする取り組みを進めています。

生活習慣病等の予防対策として、平成20年度からは特定健康診査・特定保健指導が実施され、御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合を保険者として、町保健師等と連携をとりながら同健診・同保健指導を実施しています。また、がんによる死亡者も年々増加していることから、がん検診の積極的な受診やがんを予防するための生活習慣の改善に努めています。

母子保健については、新生児、乳幼児期、学童期を通じた健康づくりとして、成長にともなう一貫した健康診査を実施し、健康の保持・増進を図っています。保健指導を必要とする場合には保健師が関係機関などと連携を図りながら相談指導や家庭訪問指導などを行っています。また、助産師による乳幼児等の全戸訪問を実施しているほか、平成19年度から「こんにちは赤ちゃん事業」として生後4カ月児の訪問指導の実施により、乳児の発育状況と母親の育児状況を把握し、必要な支援、情報提供に努めています。

一方、子どもの誕生を切に願っている夫婦への支援として不妊治療費の助成を行っていますが、助成額を平成22年度からは年間10万円（従来は年間3万円）に増額しました。

医療については、日高郡の中核機能を持った国保日高総合病院を中心に、独立行政法人国立病院機構和歌山病院・北裏病院・北出病院の4病院の連携による医療機能分担ができています。高齢化の進行や医療技術の進歩、国民の意識の変化など、医療を取り巻く環境が大きく変わる中で、国民の医療に対する安心、信頼を確保し、質の高い医療サービスが適切に提供される医療提供体制の確保・充実が求められています。

小児救急医療体制については、日高医師会所属の医師と国保日高総合病院の医師が土曜日の午後（15：00～20：00）、国保日高総合病院において対応しています。

平成6年に開設した御坊広域休日急患診療所は平成22年3月末をもって閉鎖となり、現在は、日高医師会所属の医師と国保日高総合病院の医師が国保日高総合病院において休日急患診療室を開設しています。

予防接種については、保護者が進んで予防接種を受ける自覚をもってもらうように啓発・勧奨を継続するほか、今後は、食育の推進や新型インフルエンザなどの新感染症発生時の対応体制の確立等が求められています。

## 施策の展開

少子高齢化社会を視野に入れて、地域住民による健康づくり気運を高め、「自らの健康は自らが守る」を前提とした身近な地域保健体制を確立し、トータルヘルスケアを推進します。

御坊市外三ヶ町国民健康保険事務組合が解散することに伴い、平成23年度からは特定健診等を含め、国民健康保険運営は町単独で実施します。

住民の生活習慣病、メタボリックシンドロームの予防等を図るため、健康づくり推進員の協力を得ながら、集団健診・個別健診を含め、特定健診の受診率（平成21年度で17.0%程度）及びがん検診受診率の向上に努めます。

また、住民が安心して暮らせるよう、地域の医療機関等と連携しながら、救急医療体制の確保・充実を図っていきます。

平成23年度からは、新たに子宮頸がん予防（HPV）ワクチン、ヒブ（インフルエンザ菌b型）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンの3ワクチン接種を進めます。

一方、食への関心の高まりを踏まえ、中学生への食育講習や調理実習を行うなど、食生活改善推進協議会の協力を得ながら、食育の推進に努めていきます。

- 子ども医療費の負担軽減への支援拡大
- 住民主体の健康づくりの推進
- 生涯を通じての健康づくりへの推進
  - 生活習慣病予防対策等の推進
- 救急医療体制の確保・充実
- 予防接種、食育の推進

## ② 地域福祉

### 現況と課題

自助・共助・公助の考え方への理解・意識が浸透する中、地域における日頃からの近所づき合いや助け合いの重要性が再認識されています。地域社会は、住民がふれ合い、相互扶助することにより、豊かな生活を実現する場でもあります。

住民一人ひとりが地域福祉への理解を深め、身近な地域福祉活動に主体的に取り組める体制づくりが重要です。

美浜町では、社会福祉協議会と民生児童委員、民間ボランティア等が中心となって地域福祉活動を実践しています。平成19年には、高齢者虐待防止ネットワークを立ち上げ、認知症の増加に伴う地域の見守りを行っているほか、平成22年度からは高齢者安心サポート事業により、地域包括支援センターが認知症高齢者の情報を保管し、検索のときにこれを活用する体制をとっています。

また、ボランティア活動としては、社会福祉協議会が実施している地域巡回いきいきサロンにおいてボランティアの方たちが活動しているほか、住民主体のボランティア、サークル等が活動しています。

このほか、高齢者が高齢者を支えるしくみとして、支える側の高齢者の健康保持、増進及び生きがいの創出、また、支えられる側の高齢者の生活支援ニーズの充足等を目的とする有償ボランティア・シルバー人材センター（元気高齢者生きがい事業）事業を実施しています。

ライフスタイルや価値観の変化等により、地域における人間関係の希薄化が問題となる中、今後はボランティア活動の重要性がますます高まるものと考えられ、有償ボランティアと無償ボランティアが共存しながら、効果的なボランティア活動を推進していく必要があります。

### 施策の展開

高齢者や障害者などの特定の対象者に向けた福祉ではなく、地域に住む住民の誰もがその対象や担い手となるような、より主体的な福祉のあり方として地域福祉を捉え、こうした住民主体を基本とする自助・共助・公助による地域福祉のまちづくりを進めます。

なんらかの手助けやサービスを必要とするすべての人が、必要なサービスをいつでもどこでも受けることができるよう、いろいろなサービスを提供することのできる人材や団体など、サービスの担い手を育成し、身近な地域福祉体制づくりに取り組みます。

ひとり暮らし高齢者世帯、ひとり親家庭、生活困窮世帯など、住民それぞれが抱える生活上の問題を解決するための相談機能の充実等の支援を行います。

また、住民一人ひとりのボランティア意識の醸成を図り、地域住民が様々な分野で自主的にボランティア活動ができるよう、社会福祉協議会のボランティア登録制度等を活用しながら、必要な支援体制を整えます。

災害時要援護者台帳の活用・運用等についても、個人情報取り扱い等に

十分留意しながら、地域の民生委員等の協力を得て、より実効性・実用性のあるシステムとして機能するよう、検討・推進していきます。

こうした取り組みを計画的に進めるため、「地域福祉計画」策定について検討します。

- 「地域福祉計画」の推進事業
- 身近な地域福祉体制づくりの推進
- 災害時要援護者台帳の地域における活用・運用体制の確立・推進
- 主体的なボランティア活動の支援
  - ボランティアネットワークの立ち上げと運営支援

### ③ 児童福祉（子育て支援）

#### 現況と課題

近年の少子化、女性の社会進出の増大や核家族化、地域の連帯意識の希薄化等に伴い、家庭での育児機能の低下など、子どもや家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

このような状況のもと、平成16・22年度に策定した「美浜町次世代育成支援対策地域行動計画（前期・後期計画）」に基づき、次代を担う子どもたちを安心して生み育てることができ、また、子どもたちが健やかに育つ環境づくりを総合的に進めていく必要があります。

平成20年4月に、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供する機能、地域における子育て支援を行う機能の備わった認定こども園である「ひまわりこども園」が開園しました。

このことにより、幼保一元化施設として子育て支援を総合的に推進する環境が整っています。

今後は、子育て不安に対応した相談活動や親子の集いの場の提供などを行う機能等の充実が必要です。

#### 施策の展開

「次世代育成支援対策地域行動計画（後期計画）」に基づき、次代を担う児童が心豊かにたくましく育つよう、認定こども園を中心とする体制で各家庭への支援を行っていきます。

また、地域における子育てサークル等への支援を行うとともに、子どもまつり等の催しの開催を通じて、子ども同士、子育てをする親同士の交流機会を創出するなど、子育てに関する多様なニーズへの対応に努めます。

心の問題をはじめとして複雑・多様化する児童問題に対し、県関係機関などの専門機関と連携し、問題の早期発見や相談を受け付ける相談窓口の充実を図ります。

児童虐待防止については、住民の意識啓発を行うとともに、今後も検診時や認定こども園等における早期発見、状況把握に努め、状況に応じた相談・指導を行っていきます。

- 多様な子育てニーズへの対応と支援
- 児童虐待防止の推進

## ④ 障害者福祉

### 現況と課題

美浜町では、“地域みんなで行動する福祉のまち・美浜”をモットーに、ノーマライゼーションとリハビリテーションの理念に基づき、一人ひとりが障害の有無にかかわらず、人格と個性を尊重して地域の中でお互いに支え合いながら生活し、障害がある方の「完全な社会参加と平等」が実現できる社会をめざすとともに、ユニバーサルデザインの考え方を施策推進の基本とし、すべての障害者がその人権を尊重され、差別されることなく、自立し、地域の中で暮らせるまちづくりを目指しています。

平成18年度からは障害者自立支援法が施行され、町が行う地域生活支援事業のうちの相談支援と地域活動支援センターを御坊市にある御坊・日高障害者総合相談センターで共同運営（1市5町）しています。こうした制度改正を踏まえ、平成18年度には障害者福祉計画（平成12年度策定）の見直しを行い、平成19年度を計画初年度とする新たな10ヶ年の障害者計画を策定しました。

今後は、障害者一人ひとりの状況に応じた相談支援体制の充実を含め、障害者が住み慣れた地域で自立して暮らすための支援の強化が求められています。

### 施策の展開

障害者計画に基づき、障害者が社会を構成する一員として、正しい理解・認識のもとに尊重され、障害者自身が自立性、主体性を確保し、就労など社会参加を通じて自己実現ができるような環境・体制づくりを目指します。

障害児についても、療育・教育体制の充実、精神障害・発達障害に対する支援の充実に努めます。

住民一人ひとりの障害者問題への正しい理解・意識の啓発を図るとともに、障害者を取り巻く様々なバリアやハンディキャップの解消を目指したまちづくりを進めます。

- 障害者計画の推進
- 障害者への理解・意識の啓発

## ⑤ 高齢者福祉

### 現況と課題

全国的に高齢化が急速に進む中、本町においても高齢化率は28.9%（平成22年4月1日現在）と年々高くなっています。

介護保険法の改正に伴い、平成18年度には地域包括支援センターを設置（健康福祉課内）し、介護予防ケアマネジメント事業の推進とともに高齢者の総合相談窓口の役割を担っているところです。

核家族化等を背景に家族の介護力が低下する一方で、高齢者を取り巻く問題やニーズは、孤独死や老老介護の問題、認知症高齢者の増加など、ますます多様化しており、地域包括支援センターに寄せられる相談件数も増加傾向にあります。

平成18年度に新たに創設された介護保険地域密着型サービスを提供する施設としては、認知症グループホームや小規模多機能型居宅介護サービスを提供する施設があります。

また、元気な高齢者への支援としては、平成21年度にシルバー人材センターを立ち上げました。これは、高齢者の健康づくり、生きがいの創出と高齢者の生活支援を目的に“高齢者が高齢者を支え合う”システムといえるものです。

今後は、地域支援事業等を通じて高齢者の介護予防を推進し、ひとりでも多くの高齢者が元気に生きがいをもって暮らせる環境づくりを図っていく必要があります。

### 施策の展開

高齢者福祉については、介護保険事業の運営を含め、「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」に基づき、実施していきます。

高齢化の進展に伴う要支援・要介護認定者の増加を抑制するため、高齢者の運動機能の向上等、地域支援事業等を通じた介護予防施策を推進するとともに、在宅での介護が困難な要介護高齢者が安心して暮らせるよう、介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）等と連携しながら、入所待機者の解消を図ります。

また、高齢者に対する虐待を防止するため、虐待防止ネットワーク等を通じた虐待発見・対策に取り組んでいきます。

元気な高齢者の生きがい対策として、シルバー人材センターにおける人材登録制度を充実させ、心身ともに健康で勤労意欲のある高齢者の自己実現機会の創出、仲間づくりの場の確保に努めます。

また、世代間交流をはじめとするイベントの開催、敬老事業の実施などによって高齢者に対する理解と敬愛の念を醸成するとともに、老人クラブ等の主体的な活動を支援します。

- 地域支援事業等の介護予防対策の推進
- 介護老人福祉施設への入所待機者対策の推進
- 高齢者の虐待防止
- シルバー人材センターの人材登録制度の充実
- 世代間交流等の推進
- 買い物困難な高齢者へのサポート体制づくり
  - 買い物ツアー方式等の検討

## 第5章 人と地域が輝く教育・文化の充実

### ① 学校教育の充実

#### 現況と課題

基礎学力の低下、いじめや不登校など様々な問題が顕在化する中、次代を担う子どもたちの豊かな人間性と確かな学力の育成が求められています。子ども一人ひとりのよさを尊重しながら、社会の一員としての自覚を持った社会性の育成が必要です。

また、国際化や情報化、科学技術の進歩、地球環境の変化など、新しい時代に対応した教育の充実が求められています。

こうした中、平成20年に新しい学習指導要領が告示され、平成23年度から教科書が全面改訂され、新しい教育が始まります。新しい学習指導要領では、基礎的な知識・技能の定着とともに、自ら考え、判断し、表現する力の育成を通して、「生きる力」を育むことが求められています。また、言語や理数の力を育むとともに、環境教育や食育など、新しい時代に対応した教育の充実を目指しています。

国際化が一層進展していく中、子どもたちにとって英語教育の重要性が増しています。学習指導要領の改訂による対応も含め、特に小学校での外国語活動等の充実が求められています。

一方、子どもや教育を取り巻く様々な状況に対応する為、子供達を豊かに育むことを目指した人と人のつながりによる教育基盤づくりに取り組んでいく必要があります。

平成20年4月に三尾小学校が和田小学校と統合し、新たな和田小学校としてスタートしました。松原小学校、和田小学校は、それぞれ児童数が約200名前後で推移することから、学校規模については、当面は既存の規模が適正であると判断したところですが、今後ともその適正規模を探っていかなければなりません。

平成20・21年度には、松原小学校、和田小学校それぞれの耐震補強工事が行われ、町内の学校教育施設の耐震化率は100%となりました。

学校給食は、平成15年度から、民間委託契約によって給食業務を行っています。

#### 施策の展開

少子化に伴う子ども同士の交流機会の減少等を踏まえ、認定こども園と小学校、小学校と中学校が連携した取り組みを進めていきます。

総合学習においては、地域のゲストティーチャーとのふれあい、小学生・中学生との異年齢交流のほか、地域における福祉や環境をテーマにした学習メニューの充実を図るなど、地域性を活かした特色のある学校教育、学校環境づくりを推進します。

現在の2小学校・1中学校体制については、今後の児童数推移や美浜町の実情に応じた適正規模等を勘案しながら、統合を視野に入れた検討を行っていきます。教職員体制については、今後も現行の充実した配置水準を維持します。

認定こども園については、教育事業と子育て支援事業の2つの柱をそれぞれ充実させるとともに、今後の状況等を見ながら園運営のあり方についても検討していきます。

給食については、食育等に配慮するとともに、地産地消を推進するため、地域における食材の確保に努めます。

子どもたちの通学時・放課後等における安全確保については、学校単位での安心安全メールの配信体制の充実を図っていきます。

- 学校教育施設の整備充実
  - 小学校の冷暖房施設整備
  - 耐震化への一層の整備強化
- 学校教育力の充実
  - 学校・家庭・地域が協働した活動の推進
- 認定こども園の充実
  - 子育て支援事業の充実
  - 園運営の検討
- 認定こども園・小学校・中学校の連携推進
- 地域性を活かした特色ある学校教育の推進
- 学校教育施設の配置体制等の検討（小・中学校）
- 安心安全メールの発信体制の充実

## ② 青少年の健全育成

### 現況と課題

青少年が自主性と社会性を備え、豊かな教養と幅広い視野を持ち、心身ともに明るくたくましく成長することが、次代を担う人材を育成していく上で重要です。

精神的・肉体的にも成長著しい青少年期は、人や自然とのふれあいを通して、仲間同士のきずなや友情を深め、また、地域との連帯感を高めていくことが社会人としての基礎を培い、人間性豊かな人格を形成する大切な時期であるといわれています。

本町では、平成7年度から町独自に教育相談員を公民館へ設置し、思春期の感受性の高い年齢域で教育に係わるなんでも相談事業を継続して行っています。

また、平成21年度からは、広く住民の総意を結集し、次代を担う青少年の健全な育成を図る事業を行う民間主導の組織として青少年育成町民会議が活動を始めており、今後はこの組織体制の強化等への支援を行っていく必要があります。

### 施策の展開

青少年の健全育成については、青少年育成町民会議を中心に地域住民を含めた民間主導の体制のもとで、関係各種団体との共同イベント開催や情報交換等を進めます。

中学校配置の「心の教室相談員」については、今後も、中学生の相談等に取り組んでいきます。

青少年が地域社会の一員としての役割と自覚を高めるためには、ふるさと意識を醸成することが大切であり、青少年の健康と連帯づくり等にも寄与するスポーツ・レクリエーション活動の奨励に取り組みます。その他、親子のふれあい事業などのソフト事業の充実にも努めます。

- 青少年育成町民会議による活動推進
- 青少年のふるさと意識の醸成

### ③生涯学習の推進（生涯スポーツの振興）

#### 現況と課題

少子・高齢化、高度情報化の急速な進展などによる社会全般の変化や人々の価値観の変化に伴い、心の豊かさや生きがいを求めて、住民の学習ニーズは多様化・高度化してきています。また、学習によって得た知識、技術及び能力を、自己の向上のためだけではなく、地域社会に還元してまちづくりに役立てようとする活動も活発化しています。

このため、住民一人ひとりが自分にあった学習活動を行うことができるよう、多様な学習機会の一層の充実を図るとともに、学習活動で培った成果や能力が地域社会の中で生かされる環境を創出し、それらを活力ある地域づくりにつなげる必要があります。

また、図書館ではインターネットを通じての図書の検索サービスに努めていますが、社会教育の拠点であるこうした図書館や公民館については、より高度な学習ニーズに応えるとともに、さらなる事業の充実が求められています。

#### 施策の展開

学校教育修了後においても、住民誰もが自己能力の開発や自己実現を図り、心の豊かな人生を過ごすことができるように、地域社会、行政、学校などがそれぞれ連携し、学習機会の提供・充実を図ります。

その学習機会の提供を推進するために、地域が抱える様々な教育課題や地域住民の要請に的確に対応できる、そしてまた様々な世代の人々が気軽に集える拠点となる、公民館や図書館等の社会教育施設を複合的に活用するとともに、生涯学習推進体制を確立します。

図書館については今後とも地域や家庭、学校との連携を進め、身近な学習拠点としての機能充実を図っていきます。

また、住民の学習意欲を喚起し、自主的・自発的な生涯学習活動を推進することは、学習者の自己実現のみならず、地域社会の活性化、高齢者の社会参加、青少年の健全育成など、社会全体にとっても有意義なことです。

スポーツにおいては、幅広い年齢層で住民全体がスポーツを楽しむことができる環境整備に努め、町体育センターや若もの広場等の施設の補修・修繕に努めるとともに、体育指導委員を中心とした活動の活性化を図ります。

- 生涯学習の機会創出と環境整備
  - 生涯学習への各種取組、出前講座、まちづくり講座
- 公民館活動の充実、図書館運営事業、家庭教育力充実事業、教育学びの月間
- スポーツ環境の整備と生涯スポーツの推進
  - 地域スポーツクラブ育成支援、体育指導委員との連携強化
  - 各種スポーツ教室の開催

## ④ 文化の充実

### 現況と課題

住民が多くの芸術文化に親しむ機会を持つことは、豊かな心を育て個性ある住民文化を創造するうえで極めて重要です。

住民の価値観や生活様式の多様化が進み、芸術文化に対するニーズも多岐にわたっている中、質の高い芸術・文化に触れる機会や発表の場の提供はもとより、住民が主体となって企画運営する芸術・文化活動との連携を図るとともに、それらの自立に向けた支援が重要となっています。

幼児・児童・生徒を対象とする演劇鑑賞事業は、子どもたちが優れた芸術・文化に親しむ機会の提供を目的として、毎年、多様な演劇を鑑賞しているものです。

住民の自主参加を促す事業として文化展などを開催しているほか、自主サークル・趣味講座等によって培った成果を披露する芸能発表会が新しい企画として始まっています。

### 施策の展開

地域の文化的・歴史的財産について保全と育成に努めるとともに、住民が幅広く、優れた芸術や文化に接する機会を提供します。

文化協会による文化展や芸能発表会など、各種文化事業においては、住民の自主的参加と発表・披露による自己実現を促すよう、魅力ある事業の展開を図ります。

美浜町を代表する独自の文化を住民が学び、身近な歴史・風土として親しみ、次代へと継承することの大切さについて一層の意識啓発を進めながら、文化財を収集・展示する資料館の充実を図っていきます。

- 住民主体の文化活動促進
  - 文化表彰、文化団体活動支援、文化展の開催、芸能発表大会の開催
- 美浜町独自の文化・風土への意識啓発

## 基本目標 3

# 汗と希望 ～未来に<sup>み</sup>羽<sup>は</sup>ばたく<sup>ま</sup>まちづくり～

## 第 6 章 つながりつながりで支えああう産業振興

- ① 地域産業（農業・漁業）
- ② 地域産業（商工・観光）

## 第 7 章 協働あいのまちづくり体制の構築

- ① 住民参加
- ② 交流の活性化
- ③ 情報化社会への対応
- ④ 行財政運営
- ⑤ 広域行政
- ⑥ 計画の進行管理

## 第6章

# つながりで支えあう産業振興

### ① 地域産業（農業・漁業）

#### 現況と課題

町の主要地場産業である農業については、これを担う従事者の高齢化や後継者の減少などにより、耕作放棄地が増加している状況です。さらにまた近年は、有害鳥獣による農作物への被害が拡大化し、生産意欲の低下を招きかねない状況にあります。

当町の農業に関しては、意欲と能力のある担い手がどれだけ結束し、中心となる農業構造の構築を目指すことができるかにかかっており、そのためにも、地域農業者の組織化など、具体的な取り組みへの検討の場が求められています。

農産物の価格は低迷している状況にあり、その中で付加価値の高い農産物を生産し、安定した農業経営が求められています。例えば、未だ試作段階ではあるものの、煙樹ヶ浜の松葉堆肥を利用した松キュウリ、松トマトのブランド化による付加価値の高い農産物を生産するという着眼点など、今後の美浜農業の目指す一策がうかがえるものであり、販路拡大等についても検討していく必要があります。

これら販売戦略や高付加価値農業の経営戦略については、農協や県の試験研究機関などの指導を受ける中より、再度検討していけるものと考えます。

一方、将来の農地保全については、そのほとんどが水稻栽培の水田であり、今後ますます米価の低迷が予測される中では、耕作放棄地が急増し、土地の有効利用の面からも対策が困難となりかねないと予測します。については、地域別、集落別の生産組織の立ち上げとともに、小規模な土地改良により圃場整備として、区画整理と水管理の簡便化を図ることが大切であり、これらに対する行政支援も検討する必要があります。

漁業については、農業と同様に本町の主要地場産業であります。

町内にはもともと美浜町漁業協同組合と三尾漁業協同組合がりましたが、美浜漁協については、漁業経営の安定向上を図り、漁業協同組合の組織基盤の充実強化を推進するため、平成19年に美浜漁協はじめ日高管内の8漁協が統合し、「紀州日高漁業協同組合」として再編されました。三尾漁業協同組合については統合せず、単独で運営していくことになっています。

美浜漁協では、平成15年に日高港湾浜ノ瀬地区が供用開始され、畜養施設、燃油施設、製氷施設や上架施設等の水産基盤の整備により、利便性の向上が図られ、長年の懸案事項であった漁港整備が整ったところでもあります。しかしながら、施設の整備が進むのに反し、漁業環境はより一層厳しいものとなり、水揚げの減少に伴い、漁業後継者が激減の一途をたどっています。一本釣りでは、かろうじて、遊漁船として京阪神地方からの船釣りの客船により生計を維持しているところでもあります。

## 施策の展開

また、美浜漁協では一本釣りの漁業とともに、長い歴史のある地曳網漁業が操業しています。これは、昔からの伝統的漁法で良品質のシラスを水揚げし、県内外に自慢の「釜揚げシラス」として高級嗜好されています。美浜町の地場産品のひとつです。しかし、これも、近年は、シラスのもとであるカタクチイワシやヒラゴイワシの稚魚の回遊が海岸に近づきにくく、長く不漁になることが多くあり、高齢化の影響も現れつつあるので、歴史的な伝統漁業の存亡の危機にもなりかねない状況です。

一方、三尾漁協では、古くから夏場の海土によるアワビ・サザエ等の採貝漁業、冬は伊勢エビの刺し網漁業、そして、沿岸漁業での一本釣りと比較的安定した漁業経営を進めてきましたが、近年は、漁業環境等の変化の中で、漁獲も大きく減少する中では、こちらも厳しい状況にあります。

このように、両漁協とも漁場環境の変化による水産資源の減少、漁獲高の減少、魚価低迷、漁業従事者の高齢化などが進み、厳しい経営環境となっていますが、資源管理型漁業の再構築や効率的な漁獲方法等を模索しながら取り組んでいく必要があります。

農業については、地域の農業者や農業協同組合等関係機関者との連携強化を図りながら、厳しい環境に対応した都市近郊型農業、環境保全型農業の確立を目指し、「農業振興地域整備計画」の見直しと併せ、農業振興施策の展開を図っていかねばなりません。

農業従事者の確保については、農業未経験者等を対象に農業研修を開催しながら、農業従事者の拡大を図るとともに、空き家を利活用した定住促進策なども通じて、多様な労働力と農業生産活動ができる環境づくりを検討することも必要です。

耕作放棄地については、所有農家への遊休地等に関する意向調査を行い、耕作放棄地を含めた農地のあり方に関して、集約化を前提とした早急な対策が必要となっていきます。当然、請けて側のメリットを勘案しなければ、集約化は進みません。ついては、土地基盤への支援、農機具への購入支援、労働力への派遣支援なども講じることが必要となります。

農業生産物の高付加価値を図るため、松キュウリ・松トマトといった地域こだわりの産品・ブランド化を推進するとともに、生産規模の拡大を前提とした販路拡大についても検討していきます。

また、食の安全に関する意識が高まる中、米やキュウリなどを主体に、安全で安心できる環境保全型農業の確立に取り組み、再度その生産組織の再構築に支援を検討します。

- 「農業振興地域整備計画」の見直し
  - 小規模土地改良事業推進モデル地区によりモデル事業の推進
- 環境保全型農業の確立
  - 農業生産物の高付加価値化、安心安全作物の試作栽培
- 農業の担い手確保・育成
  - 認定農業者、地域農業担い手育成支援
- 生産者と消費者の交流機会の創出
  - 健康づくり農園、体験型農園等の検討
  - 地産地消への取り組み支援 etc.
- 有害鳥獣被害対策の強化

漁業については、紀州日高漁業協同組合及び三尾漁業協同組合それぞれの漁業形態と地域の実態に応じた基盤強化に努めるとともに、漁業従事者の労働条件・環境の改善に向けた各漁協等の研究事業等取り組みについて、支援を行います。

地曳網漁によるシラスについては、その新鮮さと品質等の面から本町を代表する水産品であり、今後はそのブランド化を含めた高付加価値化等を推進していきます。

地域における地場水産品の流通については、地産地消等の観点から、漁港付近等での朝市の開催などを検討していきます。

また、地曳網については、本町の歴史的伝統漁法でもあり、産業体験観光への展開・拡大を含めた体制確立に向け、地域産業関係者間の連携により実現に向けた検討を進めます。

- 各漁協の地域特性に応じた支援
  - 沖合い漁礁へのかさ置
  - 管理型漁業の推進、漁場育成
- シラス等のブランド化
  - シラス加工品等の商品化支援
- 朝市開催などの地産地消に向けた検討
- 地曳網を活用した産業体験観光の提供体制の確立

## ② 地域産業（商工・観光）

### 現況と課題

近隣への大型小売店の進出により、価格競争が生じ、地元消費は低迷しています。

地元消費の利点、長所を生みだし、そのことをアピールすることによって消費拡大を図っていくことが重要です。今後も、地元に着目した商業の活性化に向け、支援をしていく必要があります。

煙樹ヶ浜・日ノ岬を中心とする美浜町の観光入込み客数は、激減傾向にあり、その原因としては、高規格道路が田辺まで延伸されたことや高速道路の割引制度運用等による立ち寄り客の減少、また、煙樹海岸キャンプ場の施設が従来型であり、近年では他地域にオートキャンプ場が数多く設置されてきたことなどによる集客魅力の低下等が入込み客の減少原因と考えられます。

有田市から由良町、日高町を通り美浜町へと続く風光明媚な海岸沿いを通るルートは、「キララ・ときめきロード」として美しい景観と自然、また歴史的な地域資源を備えていることから、日ノ岬、西山ピクニック緑地、煙樹ヶ浜等の観光資源の魅力を今一度認識し、日高地方全体とした広域観光資源として誘客機能の向上に努める必要があります。

本町の地域産業を取り巻く環境は、近年、ますます厳しさを増しており、そうした状況を踏まえた上で、今後は、農業・漁業・商工業・観光の各関係機関・団体の連携による地域産業の振興が不可欠となっています。

※地名では、日ノ御崎であるが、観光地名では日ノ岬と表示します。

### 施策の展開

商店経営者等の事業者自らが、厳しい時代環境に対応した経営改善等に取り組むことを基本に、こうした事業者の中心団体である美浜町商工会への支援を行うとともに、住民が身近に快適に買い物等ができる商業環境の形成に働きかけます。

食料等を含めた日用品の買い物をするための商店等が身近にない地域については、移動式店舗の巡回・運営を視野に、対策を検討します。

観光については、美浜町の恵まれた自然資源等を背景に、自然体験・産業体験等の体験型観光をひとつの方向性としながら、地場産品等を活かした魅力ある商品開発に取り組むなど、観光・集客・交流による地域のにぎわい創出を図っていきます。

地域産業を活性化させるためには、農業・漁業・商工業といった従来の枠組みに基づく関係団体（農協、漁協、商工会）それぞれの独立した取り組みだけでは不十分であることを踏まえ、こうした既往の関係団体が結集した、新たな地域産業ネットワークを構築し、地域産業の連携により、観光までを含めた美浜町の地域産業振興を総合的に推進していきます。

- 買い物不便地域への移動式巡回店舗等の検討
- 地域産業ネットワークによる総合的な地域産業振興の推進
- 釣り公園、海水浴の可能性検討
- 美浜町産業交流センター
  - 地元農業産品、観光地曳網の申込受付等、その他産品販売所
- 西山遊歩道、保安林内の遊歩道、各観光名所等の再点検
- 多目的広場での小イベントの開催

## 第 7 章

# 協働のまちづくり体制の構築

### ① 住民参加

#### 現況と課題

新しい時代の自治のあり方としては、いかに住民の考え方やニーズを把握し、それを各種行政施策に反映できるかにかかっています。そのためには、まずはまちづくりに関する情報をいかに住民に示し、説明責任を問われるかということになります。

美浜町としては、過去の重要な施策決定の際には、計画策定などについて住民の声を反映するため、できるだけ住民懇談会などによって意見聴取を図り、議会に説明し、承認を受けてきましたが、今後はなお一層その必要性が高まるものと想定されます。

そのため、今回の第5次長期総合計画基本構想、基本計画策定にあたっては、住民アンケートを実施し、2,000名の方々を対象にアンケート調査をお願いする中で、50%を超える1,000名余りの方々からご意見をいただきました。

また、今回の計画策定にあたっては、公募委員を含めた住民懇談会を設立し、ワークショップ方式等による検討・議論を行っていただきました。

これからの行政施策の方向性については、こうした住民参加のまちづくりを基本とした意見聴取とともに、行政の主体性ある説明責任が求められていることから、生涯学習社会に向けた呼び掛けなども行う中で、地域に出かけて行政の事柄などを説明し、一緒に考えるような「出前講座」等も進めているところです。

#### 施策の展開

協働のまちづくりを確立するための根幹となるまちづくりへの住民参加を推進し、各種計画・施策等に住民の声を反映させるため、計画策定段階等における住民懇談会やワークショップの開催など、住民参加・参画の機会創出に努めます。

本計画策定時における住民懇談会・ワークショップメンバーを中心とした、継続的なまちづくり住民組織（仮称：緑と絆のまちづくり委員会）の立ち上げについて検討します。

また、まちづくりについて知っていただき、まちづくりへのご理解と参加をいただけるよう、各地区コミュニティに町職員が出向き、各種テーマ・事業等について説明する機会としての「出前講座」等、住民の身近な地域でまちづくりに参加できるしくみ・機会づくりについても推進していきます。

#### □ 住民の声を広く聴く 機会の充実

- 計画策定段階からの住民参加機会の創出
- まちづくり住民組織（仮称：「緑と絆のまちづくり委員会」）の立ち上げ
- 「出前講座」等の身近な地域での住民参加機会の創出

## ② 交流の活性化

### 現況と課題

国際社会が相互依存の関係にあることを認識し、国と国との垣根を越えて互いに交流し、協力し合い、理解を深めるため、地球的な視野と教養を持った人材の育成とあらゆる分野における国際化を進める必要があります。

国際化時代にふさわしい人権意識の高揚を図り、国際化時代に対応する人づくりを推進するため、国際的な人権課題をテーマとした学習や外国人に対して日本語や生活習慣などの学習の機会を充実するなど、国際化社会における教育を推進することが重要です。

一方、こうした国際交流と同様に、国内各地域間、地域内コミュニティ同士の交流が重要です。

本町では各地区に地域の集会場もしくはそれに代わる施設を設けています。

本町のコミュニティの代表格としては、各地区の自治会活動が挙げられます。特に、近年は自主防災活動の取り組みについて、各地区独自の自主防災組織が設立されており、自主的な運営と活動が繰り広げられており、隣近所とのコミュニケーションにもつながっています。

また、その他のコミュニティ活動としては、各地域の秋祭り行事への参加、各種スポーツ活動への参加などが挙げられますが、近年は、住民の価値観の変化・多様化もあり、これらへの参加率の低下が懸念されています。町主催によるイベントやスポーツ大会、文化活動などについても、一部特定の方々の参加に終始している傾向も見受けられます。

### 施策の展開

本町における歴史的な国際性（カナダ：移住 デンマーク：クヌッセン機関長）を踏まえ、今後も幅広い国際交流活動や身近な国際交流を支援していきます。

また、地域におけるコミュニティ活動の活性化を目指し、それぞれの地域における主体的なコミュニティ活動や各コミュニティ組織間の交流と連携に向けた取り組みについて支援していきます。

#### 各種交流活動への協力

- 美浜町カナダ交流会への協力
- クヌッセン機関長遺徳顕彰会への協力
- 各種国際交流への協力
- 国内地域間交流、異業種交流、サミット等

#### 地域コミュニティ活動への支援

### ③ 情報化社会への対応

#### 現況と課題

住民への情報提供手段としては、月一回発行の広報みはまのほかに、インターネットの町ホームページによる情報提供や防災行政無線による毎日の定時放送があります。

特に、この防災行政無線については、運用開始から既に25年以上が経過しており、近年はアナログからデジタル化への働きかけもありますが、当面は、延命措置使用を基本に、放送の聴き取りにくい対策として平成21年度には町内全戸を対象に室内受信機、「防災ラジオ」を配布しました。将来的には、ケーブルテレビ、デジタル放送対応の個別受信が前提となる中で、まずは、天候等に大きく左右されることのない放送設備の確保に努めたところです。

今後は、いつでも誰でもが行政情報を確保できる状況を構築していくことが求められています。

#### 施策の展開

行政情報を住民に伝達する広報については、町広報「みはま」や町ホームページ、防災行政無線等の情報提供基盤や情報提供体制についての充実に努めるとともに、住民が行政に関心を持つことができるような親しみやすい情報内容の充実に努めます。

また、既往の情報伝達媒体・手段に加え、携帯電話の普及等を踏まえ、携帯電話端末への一斉メール配信なども含め、伝達媒体の多様化、住民と行政との情報双方向性システム等についても検討していきます。

行政内部の情報システムについては、庁内 LAN の構築・充実に努めるとともに、住民の個人情報管理の管理体制の確立に万全を期します。

- 親しみやすい行政情報の充実・発信
  - 各種諸施策のわかりやすい説明等
- 情報伝達媒体の多様化等の検討
- 住民の個人情報管理に万全を期した庁内情報システムの確立
- 電子申請システム等の研究・検討

## ④ 行財政運営

### 現況と課題

現在の行財政に関する厳しい状況は言うまでもなく、将来に向けては、より一層の行財政の見直しを行い、歳入が厳しい状況の中で、いかに歳出を抑制するかが重要になっています。

行政改革大綱の見直しを踏まえ、設定目標の実現に向けた計画的な施策を展開していかなければなりません。既に、平成22年度から24年度までの3カ年計画を掲げた実施計画を策定しており、継続して取り組みを続けているところです。

特に今後の施策の展開については、本基本構想並びに基本計画にそったものとして、常に、費用対効果を前提に、計画・実行・成果の追跡に努める必要があります。

### 施策の展開

基礎的自治体として、美浜町が自律ある持続的なまちづくりを進めていくため、その前提となる健全な行財政運営について、「行政改革大綱」に基づき、より効率的・効果的な行財政運営を推進します。

限られた財源の中で、より多様化する住民ニーズを踏まえながら効果的な行政運営を行うために、事業・分野の重要性・緊急性等に基づく予算の重点配分を行うなど、長期的な財政計画の中で“選択と集中”によるまちづくりにシフトしていきます。

また、行政機構についても常に見直しを進め、必要に応じた体制改革を行うとともに、研修等を通じた職員のスキルアップ、職員一人ひとりの“顔”が見える身近な行政づくりに努めます。

- 「行政改革大綱」に基づく効率的・効果的な行財政運営の推進
- 身近な行政づくり
- 職員意識改革と人材育成の推進
  - 人事評価システムの活用
  - 若手職員、女性職員の管理職登用
  - 職員へのミッション（使命・役割・責任）の伝達及び目標管理
  - 職員提案制度の導入

## ⑤ 広域行政

### 現況と課題

日高郡内では、みなべ町、日高川町が平成の合併促進により合併しています。本町においても、平成15年度から16年度において人口規模、財政規模の似通った町として、近隣の日高町、由良町との任意協議により、人口約2万人以上の基礎的自治体を目指した議論を行いました。残念ながら、それぞれの意向が一致せず破綻となり、今では「当面単独による町として、より一層切り詰めた行財政による運営」を基本に、自立の道を進んでいるところです。

その後、既に5年余りが過ぎようとしていますが、本町においては、幸い当面の行財政運営に大きな支障は生じてはいませんが、財政規模の約6割近くは地方交付税に依存しています。自主財源における財政調整基金の年々の取り崩しが必要となっている中、財源的にいつまで現在の単独行政を維持できるか見通しが非常に難しくなっています。

国においては、道州制への検討が早い時期から進められており、県においても、既に県内の振興局レベルの事務が縮小傾向にあり、また、国や県からの権限委譲に基づく事務の市町村への移譲が進められる中、各町村にとって大きな負担になっています。

これらのことより、既に御坊広域圏の一部事務組合等において共同事務による施策に取り組んでいるところですが、今後は、こうした広域行政の必要性はより一層高まってくるものと考えられます。

また、事務改善や電算処理による効率化とともに、人員の削減についても限界があり、将来的には、改めて行政統合を前提としたスケールメリットを検討する必要があります。

### 施策の展開

地方分権が進む中、限られた財源と資源を有効かつ効果的に活用していくため、日高地方全体での各種都市機能の分担と共同利用などを視野に、中核的都市である御坊市を含め、近隣市町との連携と共同による広域行政を推進していきます。

- 近隣市町との連携による広域行政の推進
- 自治基本条例の検討

## ⑥ 計画の進行管理

### 現況と課題

今後の行政施策の展開においては、過去の取り組みの洗い出しとともに、将来に向けた施策・事業の必要性、そして、それを実現するための手段と期間、さらには、それを進める間における進捗状況並びに進捗管理、そして時には、見直しや軌道修正も必要です。

こうした計画の進行管理を進めるためには、それぞれの取り組みの目標を明らかにするとともに、可能な限りの目標の指標化・数値化が求められます。

今回の長期総合計画策定に伴う実施計画の策定においては、当然のことながら、毎年度の進行管理をローリングにより行うこととなります。

### 施策の展開

本町における最上位計画、まちづくり指針として位置づけられる本計画「第5次美浜町長期総合計画」に即した実施計画に基づき展開される、各施策分野における各種個別施策・事業について、それぞれの進捗状況等を各年度において的確に把握し、各施策・事業の目標を踏まえた達成度・達成状況の評価を行います。

また、評価に基づき、必要に応じ計画の見直しをするなど、PDCAサイクル（PLAN 計画⇒ DO 実行⇒ CHECK 評価⇒ ACT 改善の4段階を繰り返すこと）による計画の進行管理に努めます。

また、各種個別計画の見直しにあたっては、本計画の目指す将来ビジョン「緑と絆で築くまち 美浜」の実現に向け、整合性と調和のある計画内容とします。

- PDCA サイクルによる計画の的確な進行管理の推進
- 本計画に即した各種個別計画の見直し・策定

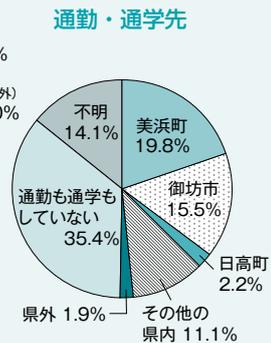
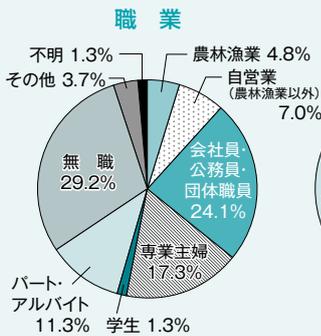
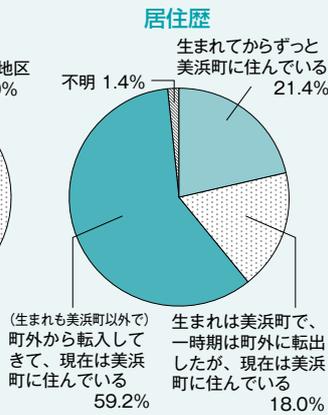
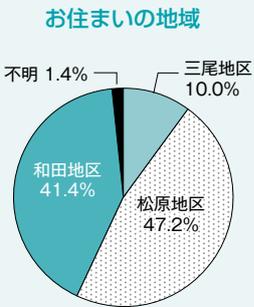
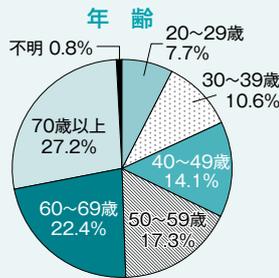
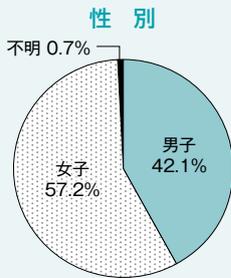
# 資 料

- 町民アンケート調査結果の概要
  - 中学生アンケート調査結果の概要
  - 第5次美浜町長期総合計画策定住民懇談会委員名簿
  - 第5次美浜町長期総合計画策定住民懇談会設置要綱
  - 策定の経過
  - 用語の解説（50音順）
- 

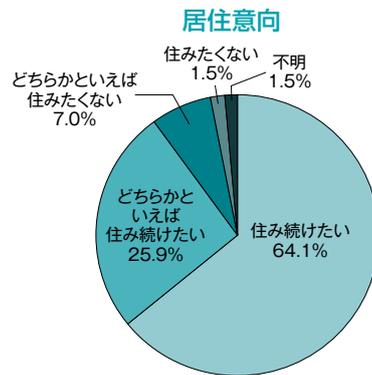
20歳以上の美浜町民を対象に、無作為抽出（2,000人）によるアンケートを実施しました。（平成21年2月中旬～2月28日）

調査名	町民アンケート調査
調査対象者数(母集団)	6,808人
配布数	2,000人
回収数(標本数)	1,014人
回収率	50.7%

## 回答者のプロフィール



## 住みよい町 美浜町 もっと住み良くするために

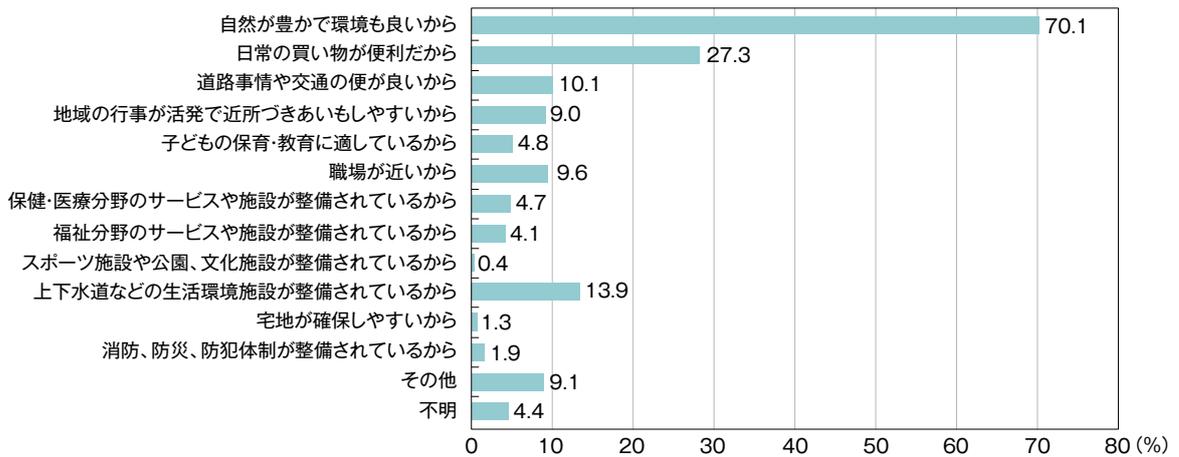


- ◆町民の9割の方は今後も美浜町に住み続けたいと考えています。
- ◆住み続けたい理由としては“自然環境”“買い物の便利さ”が多く挙げられています。
- ◆逆に、住み続けたくない理由については、“買い物の不便さ”“交通の便の悪さ”“職場の少なさ”が多く挙げられています。
- ◆特に、20歳代では住み続けたくない理由として50%以上が“職場の少なさ”を挙げています。

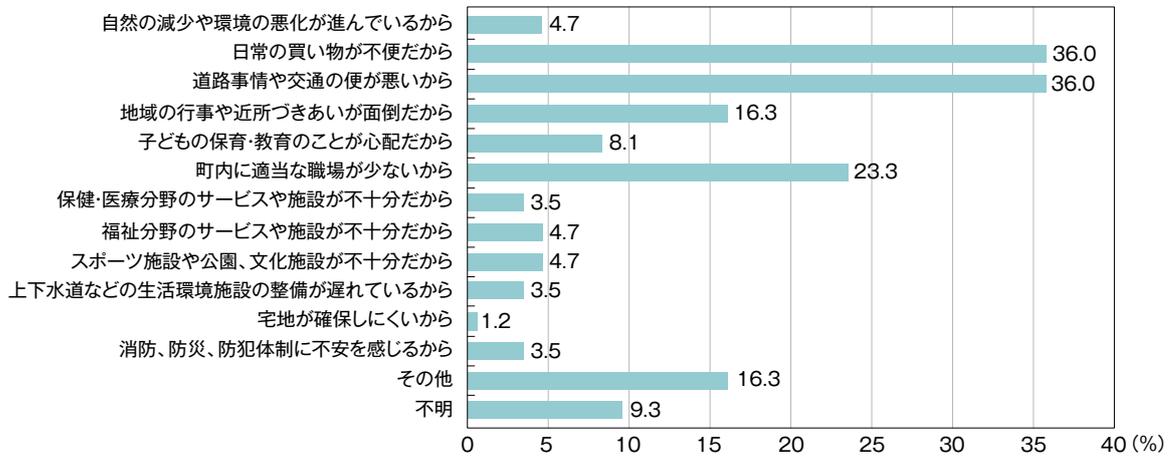
- ◆力を入れるべきまちづくりの方向としては、“高齢者や障害者の方などにやさしい「福祉・医療のまち」”が最も多く50.7%、次いで“子どもを安心して育てられる「子育て・教育のまち」”39.8%等の順となっています。

- ◆重視すべき行政のあり方としては、“必要性の低い事業を思い切って廃止するなど、メリハリのある行政を行う”が最も多く37.4%、次いで“民間企業などが代わって行えるサービスは企業にまかせ、行政でしかできないサービスを充実する”“まちの計画や事業の進み具合を住民に情報提供する”がいずれも29.3%等の順となっています。

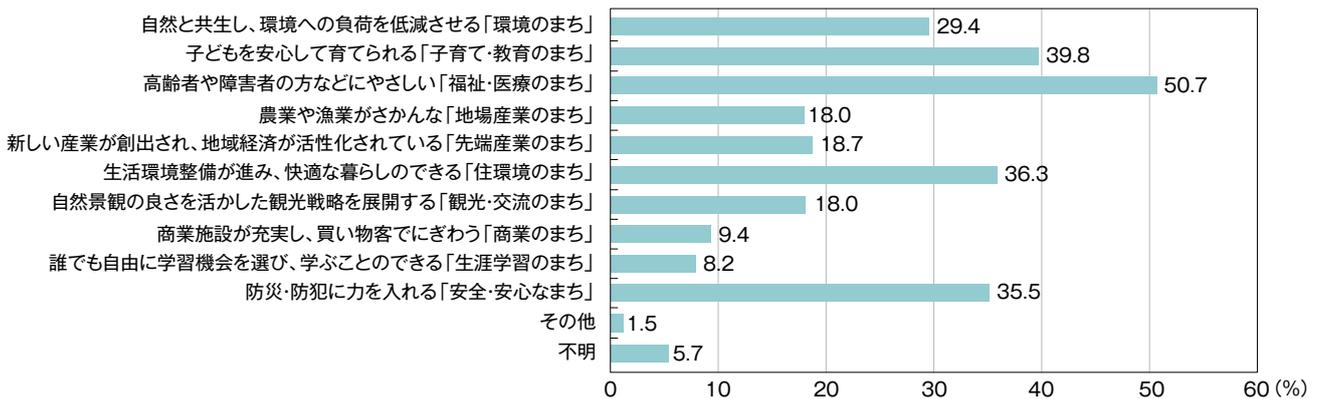
住み続けたい理由



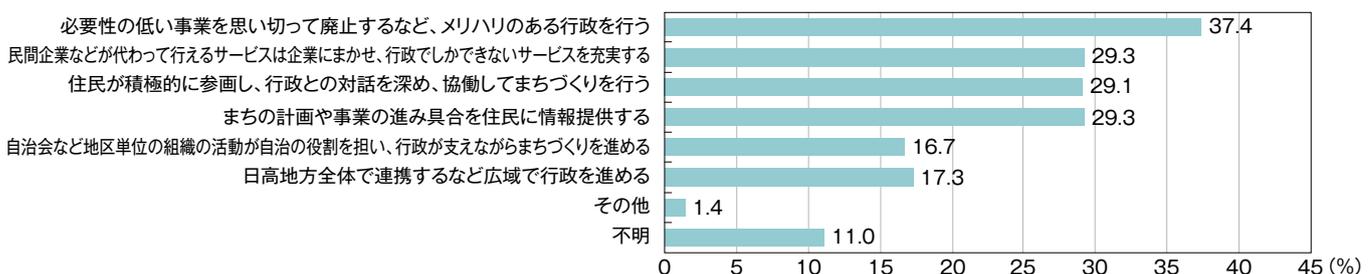
住み続けたくない理由



力を入れるべきまちづくりの方向

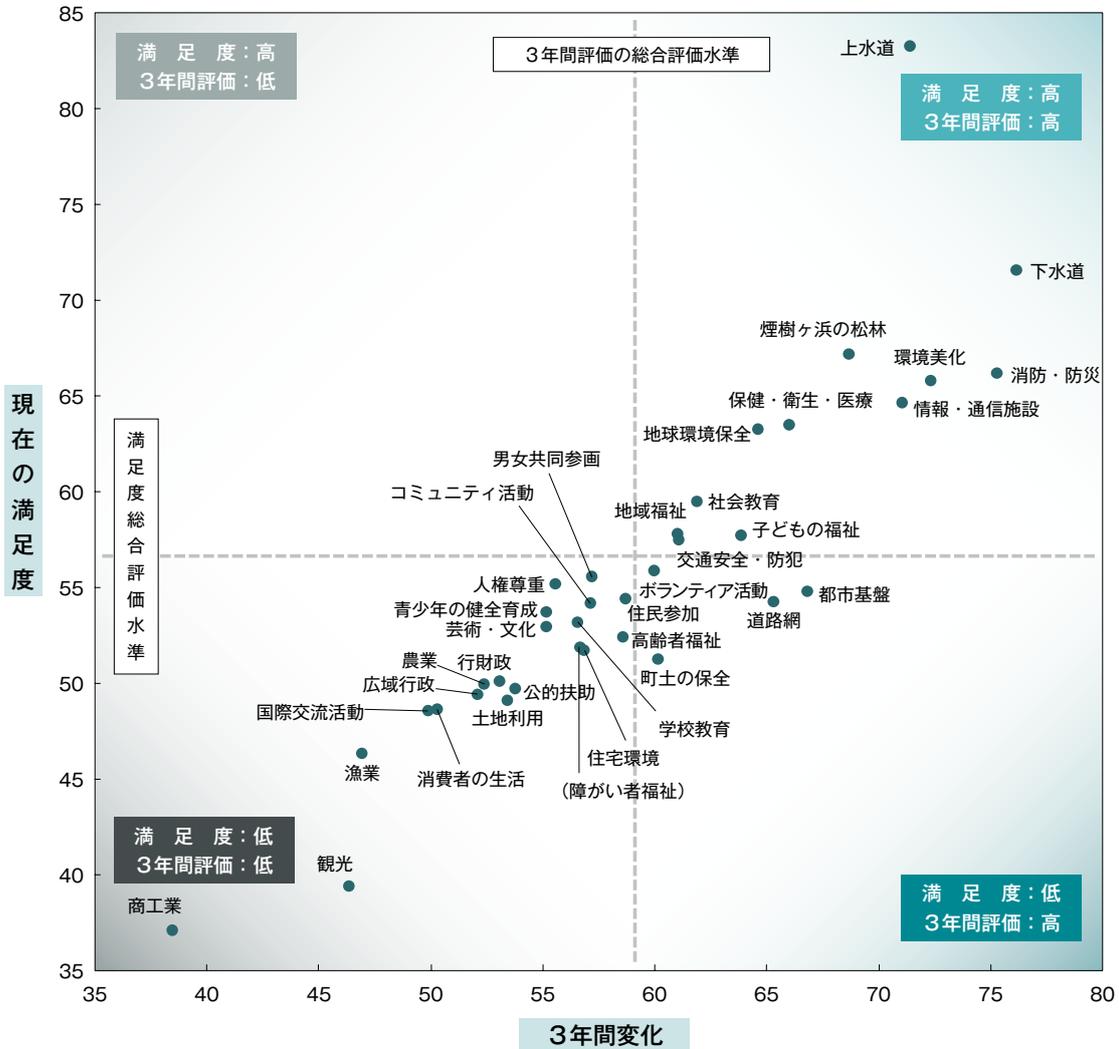


重視すべき行政のあり方



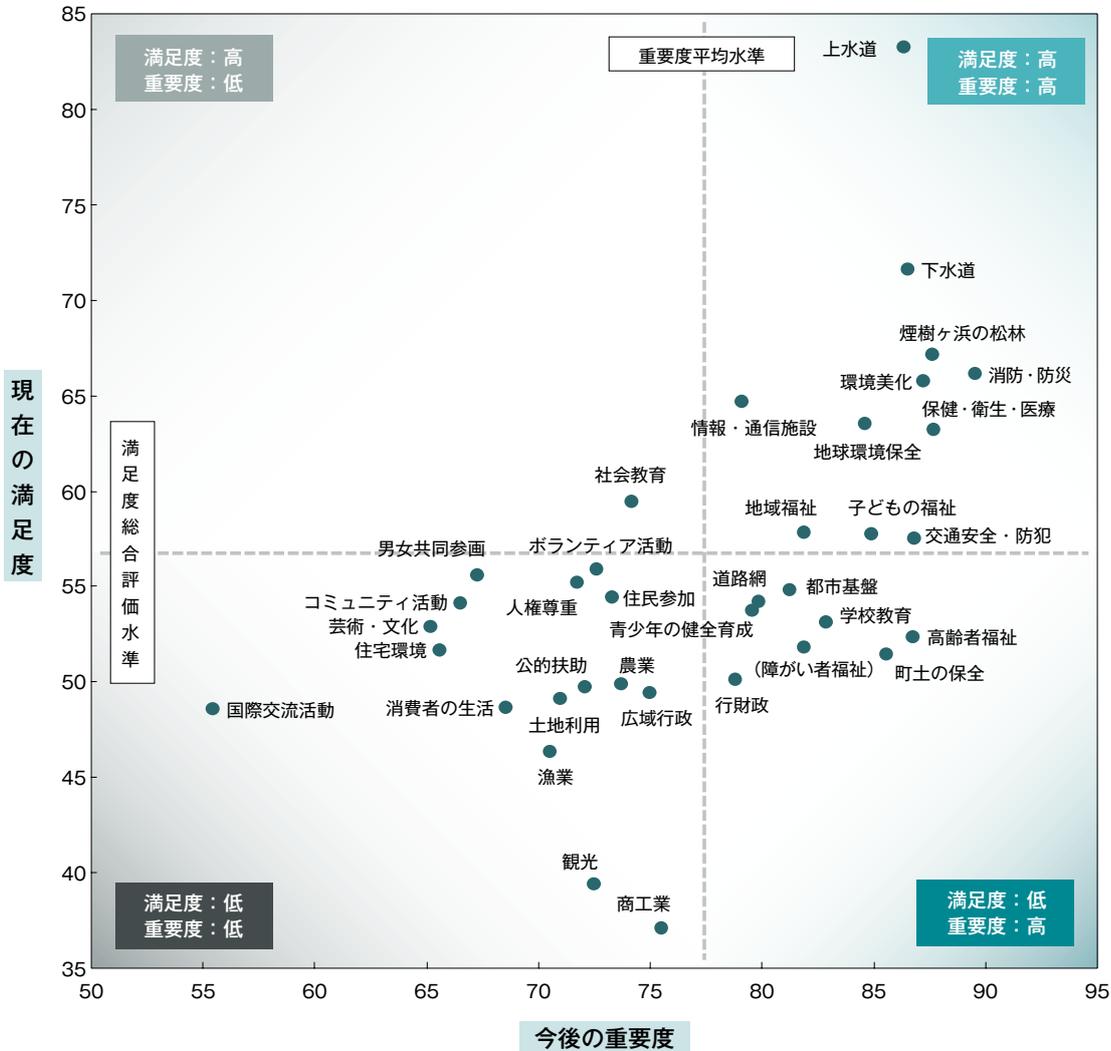
# 美浜町のまちづくりに関する町民の評価・ニーズ

満足度&3年間評価



- ◆満足度が50点に達していない施策（満足度：低）は、今後のまちづくりの中で特に満足度の向上を目指す必要性の高い分野と言えます。
- ◆3年間評価が50点に達していない施策（3年間評価：低）は、ここ3年間の取り組みがあまり評価されていない施策であり、今後は取組手法の改善を含め、施策のあり方を検討し見直す必要があります。
- ◆特に、「商工業」「観光」「漁業」といった産業の振興を含め、（満足度：低）&（3年間評価：低）の施策群については、町民が不満を持っている施策分野であるにもかかわらず、ここ3年間における取り組みそのものも評価されていないことから、早急にその取り組み内容等について検証し、改善を図っていくことが求められます。
- ◆一方、「町土の保全」「道路網」「都市基盤」といった（満足度：低）&（3年間評価：高）である施策群については、ここ3年間の取り組みそのものは評価されていますが、まだ不満の多い分野と言え、今後も現在の取り組みを推進しつつ、町民の満足度の向上を図っていくことが求められます。

満足度&重要度

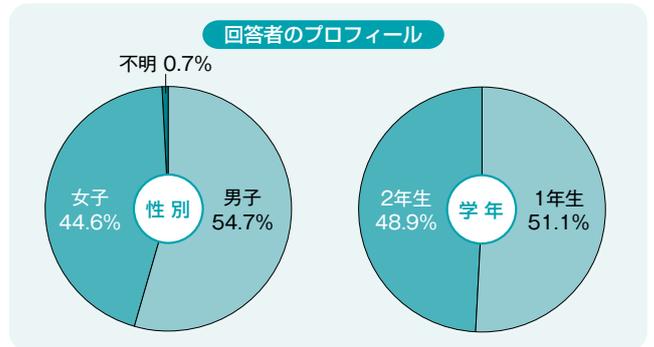


- ◆満足度が50点に達していない施策（満足度：低）は、今後のまちづくりの中で特に満足度の向上を目指す必要性の高い分野です。
- ◆また、重要度が平均水準（73.8点）を上回っている施策（重要度：高）は、町民が関心を持ち、今後特に重要だと考えている施策分野ですから、その取り組みについては基本的に充実させていくことが求められます。
- ◆特に、「高齢者福祉」「町土の保全」「行財政」など、（満足度：低）&（重要度：高）の施策群については、町民の関心・期待が高い施策分野であるにもかかわらず、満足度が低い施策分野ですので、今後の重点的な取り組みが強く求められるとともに、町民の満足度の向上を目指すという観点からは極めて投資効果の高い分野とも言えます。
- ◆逆に、（満足度：高）&（重要度：低）に位置する「社会教育」については、町民の関心・重要度も相対的に高くはなく、現状に対しても満足している町民が多いことから、新たな投資の優先順位は低い分野と考えられます。

# 中学生アンケート調査結果の概要

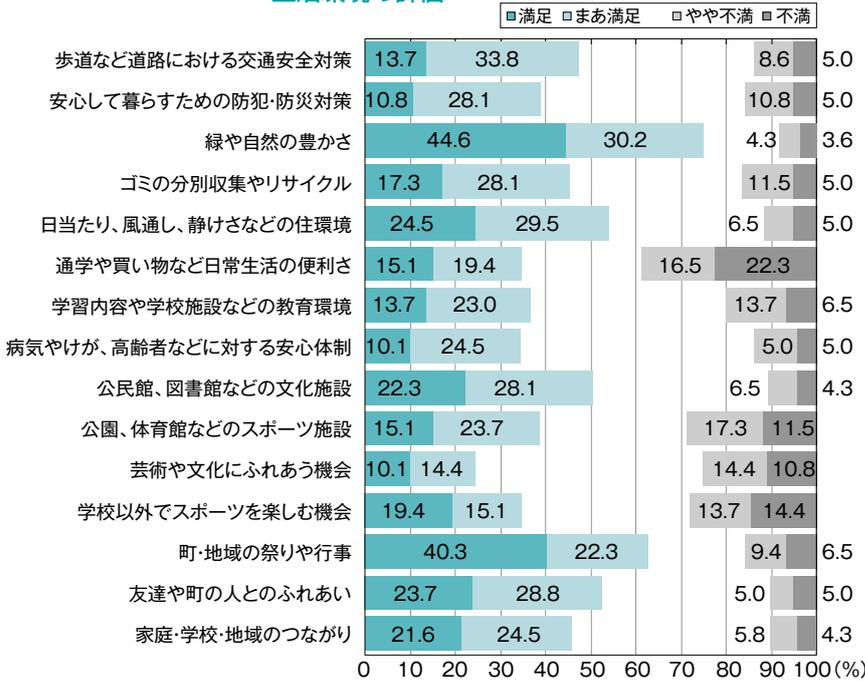
松洋中学校に通う中学1・2年生全員を対象に、学校の協力を得てアンケートを実施しました。  
(平成21年3月上旬)

調査名	中学生アンケート調査
配布数	139人
回収数(標本数)	139人
回収率	100.0%



## 中学生から見た美浜町の生活環境

### 生活環境の評価



## 美浜町の魅力・宝は？

分類	件数
煙樹ヶ浜・松林	114
緑・自然環境等	42
海	34
農産品	16
しらす	37
その他の水産品	3
食べ物	3
日の岬・灯台	5
アメリカ村	2
西山	11
公共施設等	12
商業施設等	7
祭り	15
静か・落ち着き	10
人・ふれあい	6
歴史	2
その他	6
計	325

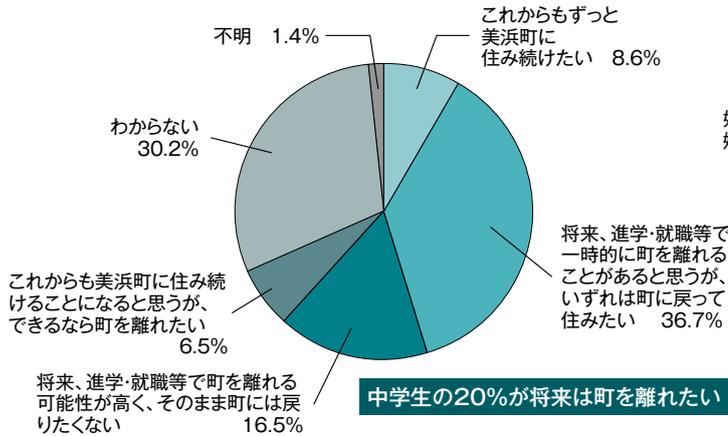
※複数回答可

## もしも町長になったら やってみたいこと！

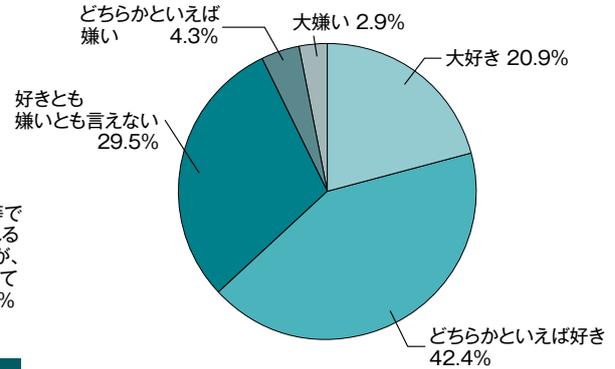
分類	主な内容	件数
都市環境	公園・スケートパークなど	16
健康・福祉	子どもの居場所・遊び場など	15
教育・文化	スポーツ大会、イベント、祭りなど	22
自然環境	煙樹ヶ浜の清掃、緑を増やすなど	25
産業	コンビニ、大型商業施設など	44
行政	人口を増やす、コミュニケーションなど	4
その他	現状のままでいいなど	9
計		112

※重複意見があるため、内訳と合計は一致しない。

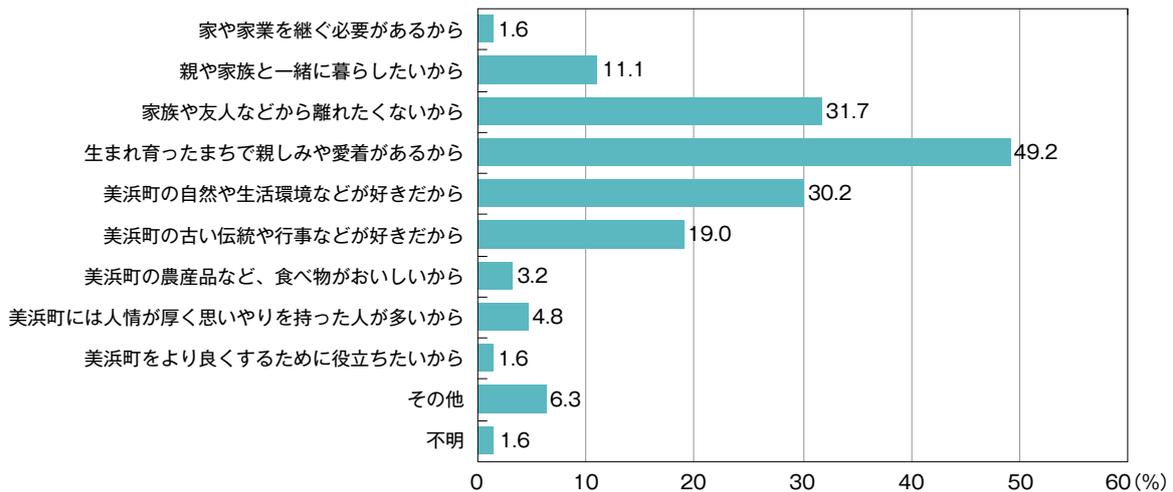
将来の居住意向



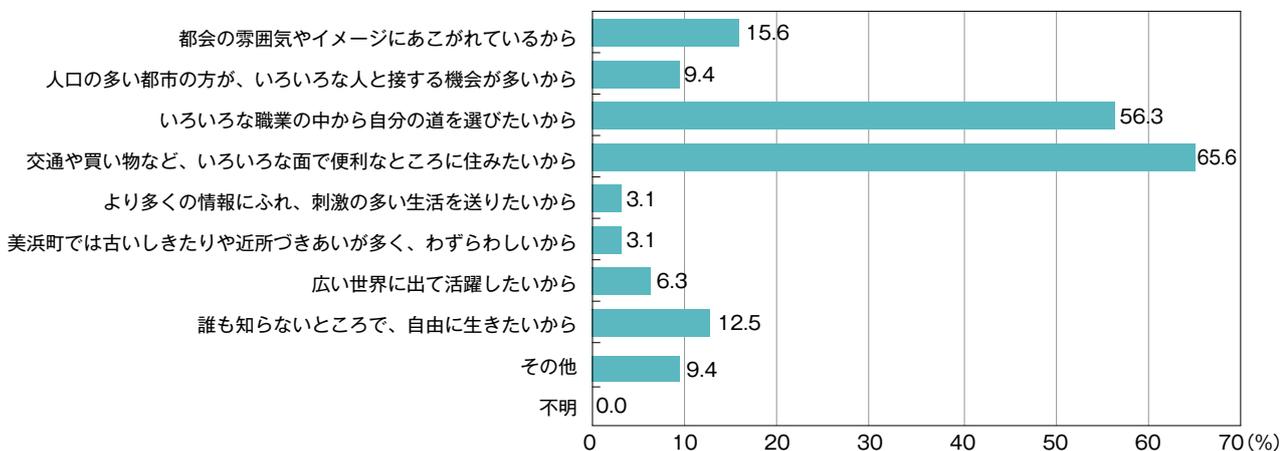
日高地方が好きか



美浜町に住み続けたい理由



美浜町に住み続けたくない理由



## 美浜町第5次長期総合計画策定住民懇談会委員

稲葉 喜宣	田中 慎太郎	錦濱 広至	湯川 順子
大江 勝	谷口 史華	伏木 伸寛	寄住 敏和
岡本 和能	田端 大輝	古屋 せい	龍神 孝子
奥野 敦子	田端 紀夫	古山 隆生	龍神 初美
久保 博巳	田端 眞由美	堀口 良三	
小池 従允	田渕 ヒサ子	山見 茂二	
小松 瑛子	田渕 稔	山本 晃弘	

## 美浜町長期総合計画策定住民懇談会設置要綱

(設置)

第1条 第5次美浜町長期総合計画を策定するにあたり、美浜町住民等からの意見や提言を広く聴取するため、美浜町長期総合計画策定住民懇談会（以下「懇談会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 懇談会は、明るく住みよい豊かなまちづくりを実現するため、美浜町の魅力や課題を探りながら、今後における必要な取り組み等について検討し、町長に提言するものとする。

(委員)

第3条 懇談会の委員は、25人程度とする。

2 委員は、町長が委嘱する。

3 委員の任期は、平成23年3月までとし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第4条 懇談会に委員長及び副委員長各一人を置く。

(1) 委員長及び副委員長は、委員のうちから互選により選任する。

(2) 委員長は、会務を総理し、懇談会を代表する。

(3) 副委員長は、委員長を補佐し委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 懇談会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 懇談会は、委員の過半数以上が出席しなければ会議を開くことはできない。

(報償費)

第6条 委員には、日額4,100円の報償費を支給する。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、総務政策課において処理する。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の運営に関し必要な事項は、そのつど協議する。

(附則)

この要綱は、公布の日から施行する。

## 策定の経過

年	月 日	経 緯
平成22年	2月	アンケートの実施 ●町民アンケート及び中学生アンケート
	7月 1日(木)	第1回 美浜町長期総合計画策定住民懇談会 ●委嘱状交付 ●長期総合計画及びアンケート結果等の説明
	7月19日(月)	第2回 美浜町長期総合計画策定住民懇談会 ●まちづくりに関する問題・課題
	8月 2日(月)	町長へのインタビュー ●これからのまちづくりについて
		第3回 美浜町長期総合計画策定住民懇談会 ●テーマ別ワークショップ編成 ●ワークショップ別のプロジェクト検討
	8月23日(月)	第4回 美浜町長期総合計画策定住民懇談会 ●ワークショップ別のプロジェクト検討
	9月13日(月)	第5回 美浜町長期総合計画策定住民懇談会 ●ワークショップ別のプロジェクト検討
	10月14日(木)	第6回 美浜町長期総合計画策定住民懇談会 ●各ワークショップによる提案プロジェクト発表会
	11月 2日(火)	議会全員協議会 ●第5次長期総合計画 基本構想についての中間説明
	11月26日(金)	第7回 美浜町長期総合計画策定住民懇談会 ●計画案の説明と意見交換
12月17日(金)	平成22年美浜町議会第4回定例会により 「第5次美浜町長期総合計画・基本構想」承認	

# 用語の解説

## あ行 アクセス

接続、つながり、交通手段。

### 悪徳商法

悪質な者が不当な利益を得るような、社会通念上問題のある商売・勧誘。

### アナログからデジタル

アナログ放送は平成23年7月24日までで終了し、その後は、より高品質な映像と音声を受信することができる地上デジタル放送に移行する。

### 異業種交流

個人や企業が、現在自らが所属している業種と異なる業種のものとのコミュニケーションを図ったり、提携すること。

### オゾン層

地球の大気中でオゾンの濃度が高い部分のことで、オゾンは地上から約10～50kmほどの成層圏に多く存在し、特に地上20～25kmの高さで最も密度が高くなる。

### オートキャンプ場

車を駐車してキャンプができるようなキャンプサイト（テントを設置してキャンプをする場所）が整備されたキャンプ場。

### オレオレ詐欺

電話やはがきなどの文書などで相手をだまし、金銭の振り込みを要求する詐欺行為。

## か行 海岸砂洲

波と沿岸流によって形成される、海岸部の細長い堆積地形。

### 海浜地の養浜

浸食された海岸に人工的に砂を供給して海浜の造成を行うこと。

### 核家族

典型的には夫婦と未婚の子どもだけで構成される家族。それ以外の近親者をも構成員として含む大家族、複合家族に対するものとして米国の人類学者マードックの始めた用語。近代社会の家族の形態・機能を表現するものとして一般に使用される。

### 環境基本計画

環境基本法に基づく、環境の保全に関する基本的な計画。

### 環境保全型農業

農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業。

### 冠水

洪水などで田畑や作物などが水をかぶること。

### 岩石海岸

山地または丘陵が海に接し、海岸にほとんど砂浜の発達しない、おもに岩石の露出する海岸。

## 感潮河川

海の潮汐の影響により河川水中の塩分・水位・流速などに周期的な変化を受ける河川（区間）。

### 危機管理意識

想定され得る危機に対する備えや対応などの管理意識のこと。

### 基礎的自治体

住民に最も身近な行政を担う市町村のこと。広域的自治体である都道府県に対して、住民にとって最も身近な行政主体であることから「基礎的自治体」と呼ぶ。

### 基本的社会資本

国や地方公共団体が公共事業によって整備する、道路・港湾・上下水道・公営住宅・病院・学校など産業や生活の基盤となる社会資本をいう。

### 行財政改革

政府や地方自治体が行う改革の1つで財政面での経費節減と効率性ととも、行政サービスの質を向上させることを目的として行われるもの。

### 行政投資効果

行政が行う様々な事業施策に基づく成果・期待される効果。

### 供用率

下水道事業などを推進していく中で、計画地域全体のうち整備普及可能地域の比率を示したものが水洗化率、既に利用している比率を供用率という。

### 協働のまちづくり

住民・地域・行政が目標を共有し、ともに力を合わせて行うまちづくりのこと。

### 橋梁の長寿命化計画

橋梁の寿命（耐用年数）をできるだけ延伸できるように、計画的な維持管理・修繕を行うための計画。

### グローバル化

国家、地域などタテ割りの境界を超え、地球がひとつの単位になるような変化。

### 恵沢

恩恵、恵み。

### 下水道普及率

総人口に対して下水道を利用できる区域の人口の割合のこと。下水道普及率(%) = (下水道を利用できる区域の人口 / 総人口) × 100

### ゲストティーチャー

事前に登録された住民等がボランティア講師として、その特技を活かし小中学校、公民館、一般のグループや団体などからの依頼を受けて活動する指導者。

### ケーブルテレビ

ケーブルを用いて行う有線放送で、有線ラジオ放送以外のもの。

資

料

用語の解説  
(50音順)

#### 広域連携

近隣の市町村等と連携すること。

#### 合計特殊出生率

人口統計上の指標で、一人の女性が一生に産む子供の平均数を示す。この指標によって、異なる時代、異なる集団間の出生による人口の自然増減を比較・評価することができる。

#### 耕作放棄地

農作物が1年以上作付けされず、この数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地（田畑、果樹園）。

#### 高付加価値農業

単に農畜産物を生産するだけでなく、生産物を加工したり、有機栽培を行ってJAS法の認証等を受けるなどして、付加価値の高い生産を目指す農業のこと。

#### 高齢化率

総人口に占める高齢者（65歳以上）人口の比率。

#### コンポスト

生ごみなどの有機物を含む廃棄物に微生物を混ぜ、発酵させることによって堆肥にするというしくみ。またはそのための容器。

#### さ行 災害時要援護者台帳

災害時に何らかの援助が必要な高齢者などに対して、災害時に地域コミュニティ等の協力を得て円滑な支援ができるようにするための名簿・台帳。

#### 3R

Reduce（リデュース：減らす）、Reuse（リユース：再利用）、Recycle（リサイクル：再資源化）の頭文字をとったもの。

#### サンプリング調査

対象者全体（母集団）の中から一部を抽出して行う調査。

#### 3ワクチン接種

子宮頸がん予防ワクチン、インフルエンザ菌b型（ヒブ）ワクチン、小児用肺炎球菌ワクチンのこと。

#### 資源管理型漁業

過度な競争や乱獲を防ぎ、資源の維持・増大を図りつつ、最大の経済的利益を実現する漁業のこと。

#### 自助・共助・公助

自助とは自分の責任で、自分自身が行うこと。共助とは自分だけでは解決や行うことが困難なことについて周囲や地域が協力して行うこと。公助とは個人や周囲、地域あるいは民間の力では解決できないことについて公共（公的機関）が行うこと。

#### 疾病構造

社会の構成員の間に蔓延し、かつ主要な死亡原因となっている病気に共通する特性を概念化したもの。

#### 児童虐待

保護者（現に児童を監護する者）が、その監護する児童（18歳に満たない者）の心身を傷つけ、健やかな成長・発達を損なう行為。

#### 車両待避所的な整備

車両の対向困難な狭隘道路において、円滑な対向を可能とするために、道路の一部拡幅により待避所的なスペースを確保する整備。

#### 住民基本台帳

市町村等において、住民の居住関係の公証、選挙人名簿の登録、その他住民に関する記録を正確かつ統一的行うために整備された台帳。

#### 住民主導型・地域主導型

住民・地域が主体的にまちづくりに参画すること。また、そのしくみ。

#### 主要指標

地方自治体財政健全化法では(1)実質赤字比率(2)連結実質赤字比率(3)実質公債費比率(4)将来負担比率を指標に挙げる。

#### 循環型資源利用システム

資源の再利用等を基本とした、環境にやさしい資源利用のあり方。

#### 人事評価システム

能力評価（職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価）及び業績評価（職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価）により行う定期評価をいう。

#### 生涯学習社会

生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を評価することができる社会。

#### 少子化

子供を産む親世代の減少や出生率の低下により、子供の数が減少すること。

#### 少子・高齢化現象

少子化と高齢化（高齢者がふえること）が併行して進むこと。

#### 醸成

ある状態・気運などを徐々につくり出すこと。

#### 情報通信技術

情報・通信に関連する技術一般の総称。

#### 食育

いわゆる「食べる」という面からの「食事」や「食材」のことだけでなく、食物をバランスよく食べるためのさまざまな知識を身につけること、食品の選び方を学ぶこと。

#### 職員提案制度

職員がその担当・配属等にとらわれず、施策等を提案できるしくみ。

**職員のスキルアップ**

職員の技能等の向上。

**シルバー人材センター**

高齢者等の雇用の安定等に関する法律に基づき、地域毎に1つずつ設置されている高齢者の自主的な団体で、臨時的・短期的な仕事を、請負・委任の形式で行う公益法人社団。

**新エネルギーシステム**

化石燃料や天然ガスなどに代わる自然エネルギーを用いたシステム。

**水洗化率**

下水道が利用できる人のうち、排水設備工事を行って、実際に下水道を使っている人の割合。

**趨勢的**

成りゆき、動向のこと。

**スケールメリット**

規模が大きくなると、または規模を大きくすることにより得られる効果のこと。

**砂浜海岸**

海の波や流れによって生じた砂からなる海岸のこと。

**生活習慣病**

食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に関与する疾患群。

**生物多様性基本法**

生物多様性政策の根幹を定める基本法。

**生物の多様性**

生態系・生物群系または地球全体に、多様な生物が存在していることを指す。

**た行****第1次産業**

農業、林業、漁業などのこと。

**第2次産業**

建設業・製造業などのこと。

**第3次産業**

情報通信業、運輸業、不動産業、サービス業、公務などのこと。

**多重債務**

複数の金融業者から借り入れしている状態。

**男女共同参画社会**

男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会のこと。

**地球温暖化**

地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

**地産地消**

地域で生産されたものをその地域で消費すること。

**地籍調査**

国土調査法に基づく土地の調査のこと。

**地方分権一括法**

「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律」のことで、475の法律（一部勅令を含む）について一部改正または廃止が定められている改正法。

**地方分権化**

政治・行政において、国から地方自治体への権限移管が進むこと。

**地方分権型社会**

住民に最も身近な地方自治体において、自己決定・自己責任を基本とした地域の創意工夫によるまどづくりが可能となるような社会。

**昼間人口**

常住人口に他の地域から通勤してくる人口を加え、逆に、他の地域へ通勤する人口を差し引いたもの。

**潮害防備保安林**

保安林の一種で、潮害の防備を目的として指定されたもの。

**庁内LAN**

市町村の役所などで整備されたローカルエリアネットワークを指し、通常は職員が使うパソコンや税務・財務システムなどが接続している。

**出前講座**

町職員等が、住民グループ等のところへ出向いて行う講座。

**投資効果**

投資した資本に対して得られる利益・効果のこと。

**道州制**

現在の都道府県を廃して、もう少し大きな道州という行政単位にする、という地方行政の制度改革。

**トータルヘルスケア**

健康づくりに向けての総合的なケア。

**都市計画マスタープラン**

都市計画法に基づく「市町村の都市計画に関する基本的な方針」のこと。

**な行****農業振興地域整備計画**

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、市町村が定める総合的な農業振興計画のこと。

**農地の遊休化**

農地が農地として耕作・利用されない状態。

### ノーマライゼーション

障害者や高齢者など社会的に不利を受けやすい人々（弱者）が、社会の中で他の人々と同じように生活し、活動することが社会の本来あるべき姿であるという考え方。

### は行 ハイブリッド車

石油と電気など、異なる2つ以上の動力源を持つ車両。

### バリア

障害、障壁。

### 費用対効果

支出した費用に対して得られる効果のこと。

### 浜堤砂丘地帯

砂浜の海岸線に沿って砂の高まり（砂丘）が形成されている地帯。

### 保健保安林

保安林の一種で、生活環境保全機能および保健休養機能の高い森林として指定されたもの。

### ま行 松の里制度

煙樹ヶ浜の松林をブロックに分け、各地区や団体の担当場所を決め、林内の環境整備に取り組む制度。美浜町版アドプト制度。

※アドプト制度とは、行政が、特定の公共財（道路、公園、河川など）について、市民や民間業者と定期的に美化活動を行うよう契約する制度のこと。

### ミッション（使命・役割・責任）

組織の存在理由や存在目的のこと。

### メタボリックシンドローム

内臓脂肪型肥満によって、さまざまな病気が引き起こされやすくなった状態。

### や行 夜間人口

常住人口である（年齢不詳を除く）一方昼間人口とは、常住人口に他地域からの流入人口（通勤・通学者数）を加え、当該地域から他地域への流出人口（通勤・通学者数）を控除した人口である。

### 有償ボランティアと無償ボランティア

ボランティア活動をする際に、対価のある場合は有償ボランティア、対価のない場合は無償ボランティアという。

### ユニバーサルデザイン

年齢、性別、国籍、個人の能力にかかわらず、はじめからできるだけ多くの人が利用可能なように、利用者本位、人間本位の考え方に立ってデザインすること。または、そのデザイン。

### 要支援・要介護認定者

介護保険法では、日常生活において介護を必要とする状態を意味する要介護認定と、日常生活に見守りや支援を必要とする状態を意味する要支援認定の2種類の認定が別々に規定されている。このため、2種類の認定の総称としては「要介護認定等」「要介護認定（要支援認定）」などとするのが正確な表記である。しかし、法令や行政文書などを除いては、要介護認定と要支援認定の2種類の認定をまとめて「要介護認定」と呼ぶのが通常となっている。

### 用途廃止

道路・水路・公営住宅などのうち、すでにその用途目的を失っており、将来に渡っても公共の用に供する必要がない場合に、道路等の用途を廃止すること。

### 幼保一元化施設

幼稚園（の機能）と保育所（の機能）を一元化・一体化した施設。

### ら行 ライフスタイル

生活の様式。また、人生観・価値観などを含めた個人の生き方。

### リサイクル

本来は再循環を指し、製品化された物を再資源化し、新たな製品の原料として利用すること。

### リハビリテーション

病気や外傷によって身体的あるいは精神的な障害が起こると、本来ごく自然に行われていた家庭的、社会的な生活が制約されるようになるが、こうした障害のある人に対して残された能力を最大限に回復させ、また新たな能力を開発し、自立性を向上させ、積極的な生活への復帰を実現するために行われる一連の働きかけをリハビリテーションという。

### 料金の平準化

現状の料金の差異ができるだけ小さくなるようにすること。

### 老老介護

介護をする者も介護をされる者も両方が高齢者であるような状態。

### ローリング方式

経営環境の変化に応じて、每期（毎年度）計画を見直す方式。

### わ行 ワークショップ

一方通行的な知や技術の伝達でなく、参加者が自ら参加・体験し、グループの相互作用の中で何かを学びあったり創り出したりする、双方向的な学びと創造のスタイル。

---

第5次 美浜町長期総合計画

『**緑と絆で築くまち 美浜**』

平成23年3月発行

発行：和歌山県美浜町

編集：総務政策課

〒644-0044

和歌山県日高郡美浜町和田1138-278

TEL：0738-22-4123（代） FAX：0738-23-3523

URL：<http://www.town.mihama.wakayama.jp>

印刷：株式会社 **ぎょうせい**

---



美 浜 町

